

第52回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年3月6日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月6日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明 議員	2番 寄川靖宏 議員
3番 木藤幹雄 議員	4番 秋田裕三 議員
5番 東豊俊 議員	6番 福嶋齊 議員
7番 伊藤一郎 議員	8番 岩露昭美 議員
9番 藤原正憲 議員	10番 大倉澄子 議員
11番 實友勉 議員	12番 高山政信 議員
13番 山下由美 議員	14番 岡前治生 議員
15番 山根昇 議員	16番 小林健志 議員
17番 大上正司 議員	18番 西本諭 議員
19番 岡崎久和 議員	20番 岡田初雄 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村 司 君	書記 榎谷 米男 君
書記 清水 圭子 君	書記 原田 渉 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	杉 尾 克 君
一宮市民局長	秋 武 賢 是 君	波賀市民局長	西 川 龍 君
千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君	企画総務部長	清 水 弘 和 君
まちづくり推進部長	西 山 大 作 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	浅 田 雅 昭 君	産 業 部 長	前 川 計 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	平 野 安 雄 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、本日の会議を開きます。

一般質問を続けます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許可します。

10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） おはようございます。昨日は啓蟄で冬ごもりの虫が動き出すころでした。宍粟市における冬ごもりの虫、医師確保問題もそろそろ顔を出し、動き出してほしいと思い、本日一般質問をさせていただきます。10番、大倉澄子でございます。

私は、公立宍粟総合病院の医師・看護師確保についてのお尋ねをいたします。住居、院内保育、医療機器についてであります。

公立宍粟総合病院における市民医療を確保するため、医師探しに奔走されてきたことは以前の回答で理解はしております。一方、市としても各種健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導、外出支援、子育て支援、高齢者向け生きがい対策、スポーツなどの形で健康の維持・増進の重要性を解き、医療費抑制につながる予防医療対策先行型で市民の健康を守っていただいております。しかし、人間、いつどんな形で健康上の問題が発生するかは予測はつきません。

そんな中、公立宍粟総合病院は、公的医療機関としての良心を保ちながら、その機能を十分に発揮しております。しかし、相も変わらぬ医師不足に悩まされておりますし、看護師不足についても同じようなことが言えます。

そこで頼るのが近くの病院であります。何度も話題にのぼっております医師招聘に対する要望・要請は年何回くらいの割合で県、大学、医局などへ続けておられますか。この質問に対しましては、昨日のある議員の質問で年30回から40回という御回答を得ております。なお、神戸大学の先生も少なく、国県の意向としても確約のない医師確保は望まないようにとする指導があり、宍粟市への医師派遣には余力を入れてもらえてないようですが、それにめげず、お願いしてもらおうのが行政トップの仕事ではないでしょうか。前回とは少し違った何がしかの進展は望めそうです

か。

今回、宍粟市では、看護師の安定的確保に努めるため、他市病院並みに看護師夜間特殊勤務手当の見直しをなされ、いい傾向に向かっているとは思われますが、県下28公立病院のうち宍粟市の看護師給与は26位と低い水準にとどまっております。宍粟市の財政状況から見ましても、医師・看護師の給与を上げることは難しいかもしれません。そこで、医師の住宅環境を最優先課題として、住居の面で優遇し、定住を願うことが必要ではないでしょうか。市長の見解を伺います。

院内保育の充実については、どのように進んでおりますか、お伺いいたします。

私たち病院ボランティア「めいちゃん」は、青いエプロンをつけ、病院玄関先での簡単な対応活動をしております。車いすを出したり、掃除をしたり、挨拶を交わしている間にも入り口に張ってあります公益財団法人日本医療機能評価機構認定書が目にとまります。これは、法人の定める認定基準を達成し、機能向上と質の高い医療サービス提供を認めるとするものです。果たして公立病院は十分な医療サービスができているのだろうかと思うところもあります。医師・看護師の医療技術云々を言っているのではありません。外来に来られる多くの方との話の中で総合病院の十分とは言えない診療科、医師・医療体制で市民に本当の信頼・安心を持ってもらえているのだろうかと全くの素人が老婆心ながら心配するところでもあります。

「広報しそう」2月号、医療機器シリーズNo.5に、放射線部門のX線骨密度測定装置をはじめ1月号の最新医療機器、血管造影装置など200万円以上の医療機器が検査部門をはじめ手術室、薬局、リハビリ、病棟、外来部門などに約140から150以上そろっている総合病院では、多い病気の一つ脳卒中などをはじめ整形外科や循環器系統専門の先生にあと数名おいでいただいて、これらの医療機器が十分に機能を発揮できる体制を整えれば、患者の専門院へ志向する傾向や市外流出も防げることになり、病院としての健全経営にもつながると私は思います。

今後、医療機器整備更新の予定はありますか。

医師にとっても、市民にとっても魅力ある公立宍粟総合病院経営の思い入れはどのようなものか、医師確保についての方策として、市長はどのようにすべきとお考えですか、お伺いいたします。

最初の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 大倉澄子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続き御苦勞さまです。

それでは、大倉議員の一般質問にお答えをいたします。

県への医師派遣についての要請であります。県の健康福祉部長と面談をいたしまして、平成25年4月から僻地勤務養成医師1名の受け入れが決定をいたしております。あわせて平成26年度の派遣についても要請を行っているところであります。さらに、僻地勤務養成医師の中で宍粟市並びに近隣出身の医師や後期研修が修了した医師の派遣についても要請をし、前向きな返事をいただいているところであります。

また、大阪医科大学からは、平成26年度より産婦人科医師1名の派遣について内諾をいただいているところであります。まだまだ十分ではありませんが、一定の前進を見ているところであります。

次に、医師の住宅環境を整備し、定住を図るということについてであります。医師の住宅として、病院で市内のマンションを借り上げており、医師からは喜んでいただいているところであります。今後も医師の意向等を十分酌み取りながら柔軟に対応したいというように考えております。

次に、院内託児所の進捗状況であります。現在、託児所用地の文化財発掘調査と託児所の設計をしているところであります。平成26年度より開設をしたいというふうに考えております。

次に、ほかの病院に引けをとらない最先端の医療機器導入についてであります。この間MRIやCT、血管造影装置など最新鋭の機器を順次更新しており、ほかの病院より充実しているものもたくさんあるわけでございます。また、議員も一度新しいCTで健康診断をしていただいたら、脳でもどこでも輪切りにするわけですが、それが立体化して出てまいります。悪いところと良いところとカラーで出るようになってますから、一度お受けをいただいたらどうかなというふうに思います。いづれにしても、医師・看護師の確保は近々の課題でありますので、今後も鋭意努力をしてまいりたいというふうに思います。

なお、要望等について、回数は何回かというようなこと、あるいは最新鋭の機器の種類等については、部長のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。昨日の御質問にもお答えしたんですが、神戸大学また兵庫医科大学、それから大阪医科大学、そして昨年度は京都大学のほうにも訪問しました。回数は全てを言いますと40回程度になるのかなという

ように感じております。

また、県の健康福祉部長さんにも、先ほど市長のほうから答弁がありましたけど、お会いをしまして、県の派遣医師についての要請もお願いをしているところでございます。

それから、医療機器の関係なんですが、この間、順次高性能の機械を導入をしております。平成21年度は2億5,800万円程度入れております。それから、平成22年度は1億6,800万円、平成23年度は1億6,700万円ということで、大きな機械は先ほど市長のほうから御説明があったとおりなんですが、それまで1億円程度の機器の投資だったと思っておるんですが、この平成21年度ぐらいから特に大きなMRIとかCT、血管造影装置、1億円を越すような機械を順次入れていただきまして、非常に充実をしております。ほかの病院でもまだまだ入れてない機械もございます。技師も頑張っってその機器の活用に向けて技術も取得し、頑張っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 住居について、先ほど伺ったところでは、僻地拠点病院の指定で、先ほどはおっしゃいませんでしたけれども、波賀千種診療所の住宅、また宍粟市の公立病院常勤勤務の住宅状況は良好のようであります。総合病院が基幹型臨床研修病院の指定を受けたことによりまして、研修医の先生が2カ月から4カ月、来年からは2年の期間でおいでいただけるようことを、私、前日、事務長から伺ったんですけれども、以前来ていただいた先生に宍粟市へ続けてまたお願いできるように、また新しく来ていただく研修医の先生方にその期間だけ専用のアパートを借りるなどして、そこへお泊まりいただけたら、住環境整備という点では十分ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

臨時の先生方は29名、ほとんどが神戸、大阪からおいでいただいているということなので、その先生方にまとまってお泊まりいただけるような施設を宍粟市としては設置すればいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。今いらっしゃる先生方は姫路から通勤されている先生が4名いらっしゃいます。それから、それ以外の先生は15名が官舎を借りておられます。その15名のうち3名は奥さん、子どもさんと一緒に住んでおられるんですが、12名については単身赴任ということで、近くのマンションを

中心に、大変苦勞していただいておりますが、二重生活をしていただいております。

それで、市のほうの官舎、南官舎と北官舎があるわけなんです、そこに今現在は短期の研修生、常に3人ぐらい来てくれよるんですが、研修生がそこへ入っています。それからまた看護師の研修がある場合にも北官舎の1室を貸し出すということで、研修に十分使わせていただいているという状況でございます。

それから、今度またこの期間型の研修で2年間、この4月から研修してくれる研修生につきましてもマンションの1室を用意しております。十分官舎自体所有が数がないので、やはり民間のそういうアパートなりマンションを十分活用させていただいて、先生方にはそれで近くで研修なり勤務に当たっていただくと、そういう環境を常につくっていききたいというふうに思っております。

それから、やはり子どもさんことがございます。今のマンションでは狭くなるということで、もう少し広いところが欲しいというような話があった場合については、この市内の一戸建て、そういうところも借れないとか、いろんなことで当たって、その先生の環境に十分配慮をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） これ余談になるんですけれども、以前、3カ月にローテーションされた研修医の先生のお話を、総合病院に対する印象を伺いました。そのときに、この先生が医師用の住宅はよく、周りの食べ物屋さんもおいしかったと言っておられました。好印象を持っていただいたこと、本当にうれしく思っております。これからも柔軟な対応をしていただきたいと思います。

それと、先ほどの病院の機器の件ですけれども、公立病院は設備がMRIをはじめ内視鏡装置、また血管造影装置など、ほかの病院と比較して遜色はないという、この研修医の先生もおっしゃっておられました。これらが有効に活用されないと、設備投資が今後、足を引っ張ることになると思いますので、有効な活用をしていただきたいと思います。そのためには、やはり優秀な先生、若い先生、いろんな分野の専門の先生に来ていただけるのが1番かと思っております。

それと、私、先日、いただいた人権作文集、宍粟2012年度第39集を読みました。その中で、波賀中学2年生の作文に、家族で市外に出かけた際、母親が緊急を要する状態になったが、土曜日ということもあり、受け入れを拒まれたことから、医療体制に対する疑問を投げかけております。そして、この子が書いている文章で、命

にかかわるこの問題は、一部の親切な医師や救急隊員の努力と使命感だけでは解決しないと思う。都会も田舎も関係なく、救急医療についてもっともっと多くの人に考えてほしいと結んでおりました。

宍粟市も医師不足から土曜日と言わず、平日でもこのような問題は起こっていると思われま。そこで、通告はしておりませんが、消防長にお尋ね、お伺いしたいことがございます。

この中学生が思ったような場面、医療危機救急搬送業務上、遭遇されたことは多々おありかと思ひます。また、その際、職務遂行することの難しさを身を持って体験されておられることでしょうか。この際、患者の市外搬送割合はどのように推移しておりますでしょうか。

例えば、脳梗塞や循環器疾患で現実にどれだけの患者が姫路市に流れているか、数字はわかりませんか。総合病院経由であったり、開業医経由、救急隊直接などで。なぜ、お尋ねするかといいますと……

○議長（岡田初雄君） 大倉委員、通告にありませんので、簡単をお願いします。

○10番（大倉澄子君） はい、そういったことをお尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 通告にございませんので、消防長、答えられる範囲でお願いしたいと思います。いかがですか。

消防本部消防長、幸島幸博君。

○消防本部消防長（幸島幸博君） 失礼します。先ほどの御質問でございますけれども、まず、過去3年間のデータでお知らせをしたいと思います。

過去3年間に総合病院への搬送人員につきましては、平成22年が714名、42.1%、平成23年が35.6%、平成24年が613名、36.6%と若干減っております。また、管外につきましては、平成22年が48%、814人、平成23年が55%、945名、平成24年が52%、857名でございました。

この中で、病院手配に苦慮したという話でございますけれども、救急隊も大変病院手配には苦慮をいたしております。それもデータで紹介しますと、病院交渉回数としてデータをとっております。まず、1、2回で病院手配ができましたのは86%、3、4回で病院が手配できましたのは9%、5回以上かかりましたのが5%でございます。この5%、約83件の救急事案につきまして病院手配に大変苦慮しているということになります。この83件につきまして、市民の皆さんにも大変御迷惑をおかしていると思ひます。

消防本部では、早期の病院手配のため、兵庫県の医療情報システムの情報を毎朝



確認するなど、救急隊員が受け入れ病院の情報を十分に持てる体制をとって対応しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、5%については非常に苦慮をしている現状でございます。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） ありがとうございます。なぜお尋ねするかといいますと、この宍粟総合病院にこれら内科疾患で脳梗塞や循環器、心不全、狭心症、また心筋梗塞、不整脈などでほかの病院、姫路日赤でありますとか、循環器病センターなどへ転送される方が多いということで、宍粟市の公立病院に専門医の先生がおられれば、この数字も少なくなるんじゃないかということをおっしゃったからなんです。もし、脳梗塞でありますとか、循環器を担当できる先生が宍粟市におられれば、病院の病床利用率も現在は70%程度でありますけれども、これが利用率が増えて病院の経営改善にも繋がると私は思っております。

消防業務に対しましては、4月1日から西播磨消防本部が発足して指揮命令系統が完全に統一化され、この悩みもある程度は解消されるかと思っております。先ほど消防長もおっしゃっていただきましたが、搬送のお手配で大変苦慮したということがございました。宍粟市も本当に医師不足で受け入れができない状態です。できるだけ受け入れをしてもらえるように、医師確保についても消防長からもまた市長にお願いしていただきたいと、私は勝手なことですけど、お願いをいたします。

そこで、市長にお願いします。お尋ねをするんですけれども、医師確保については、いろんなことで病院や、また県への訪問などでしていただいているようなんですけれども、公立病院の病院改革プランによる経営の改善を図るということで、平成24年度に具体的検討を行い、平成25年度に実行できるよう進めると、以前私は聞いた覚えがあるんですけれども、具体的にどのようなことがなされるのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。病院の改革プランでは、病院の病床数なり、また経常比率であるとか、病院の経営に対してどのような形でやるんかというようなことをうたっております。それで、平成22年度時点では計画的な目標は達成しておったんですが、やはり平成23年度には非常に病床率が下がってきたという状況の中で、やはりどうしても収入より経費がたかさんになってきたというような状況でございまして、やはり思っていたとおりの成果が出なかったということでございます。この病院改革プランについては、つくっておるのは平成24年度まで

でございましたので、再度今年度、平成25年度で、その改革プランを見直して、さらに病院経営の改善に向けて何らかの方策を考えていきたいというふうに考えております。そういう目標は達成できなかったというのが現状でございます。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 目標が達成できないということはわかっておりました。医師確保のことについてでも特効薬はないというのが、宍粟市に限らず日本全国どこでもそういったことが実情であろうかと思えます。一層の努力をしていただいて、医師確保またほかの経営についても成果を上げていただきたいと思います。

それで、昨日のほかの議員さんの質問の中で、地域との連携をするということをおっしゃっておられましたけれども、宍粟市にも肝臓がん手術のスペシャリストでありますとか、糖尿病内分泌の専門の先生が大勢おられます。この先生との病診連携の活性化ということ、開業医と病院との連携ということでは、どういったふうなことを考えておられますか、お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 今現在でも例えば山中先生ですね、兵庫医科大学の外科の先生ですが、非常に優秀な先生でございます。うちの手術にも来ていただいているというような状況でございます。また、大阪医科大学の先生にも手術のときは来ていただくと。また、そういう形で大学病院とはそういう連携をとらせていただいています。

それから、医師会の先生方とは定期的に医師の症状についての症例検討会を定期的に持っております。こういう症例についてはこういうふうな形でやりますとかいうことで、非常に先生方のレベルアップを図っていくということ。

それから、また、通常の連携につきましても医師会の定期的な会議も病院のほうで持っていたりしております。

それから、通常の連携については、地域連携室を通じて先生方の負担をできるだけ少なくするために、お互いに病院同士の、看護師同士のやりとりというような部分の中で連携を図っているというような状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 十分な連携を図って宍粟市の医療業務が上昇するようにお願いしたいと思います。

最後に、病院事業経営というのは、医師でありますとか看護師、技術者、事務員、私たちボランティアも一緒になって組織化されております。全体として病院事業と

いうのは調和した相互の協力関係が極めて重要であります。

私、先日、新聞で見たんですけれども、県内のある病院で若い医師の悲しい事故結末があったと報じられておりました。この原因の一つに医師不足でありますとか、また、そういったいろんなことが医療現場における医師不足によるトラブルもあったんではないかと考えたりもします。市民に愛される宍粟総合病院事業として、治療を通して健全経営に努めていただくよう努力をしていただきたい。そのためには行政としての惜しまぬ理解と先延ばしにしない本当のやる気を持っていただきたいと思います。要望に対して年30回、40回以上行っているとおっしゃってくださいました。市長はそのうち何回行かれましたでしょうか、お伺いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） はっきりちょっと今わかりませんが、記憶の中にありますのは6、7回ぐらいは行っているんじゃないかというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 何事においても発揮されるべき手腕があらゆる場面でやはりトップの出現ではないかと思っております。市長が常々口にされておられますが、市民の声を聞く態度、市民の声を代表して交渉に当たっていただきたいと思っております。

私たちは最高の医療を受けたい、どんな重い病気でも安心して治療を受けられるところがあってほしいと思っております。国民皆保険制度のもとです、そうですね、そういった思いを持っております。これからも医師確保については市民全てが望んでおりますので。テレビでも言っております。「いつやるか、今でしょう」、総合病院の医師・看護師確保、市長には真剣にこれからも取り組んでいただきたいと思っております。質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 答弁は先ほどお答えしたとおりであります。恐らく一生懸命やりますということがお聞きになりたいのかなと思っております。そのとおりでございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、10番、大倉澄子議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。たくさん課題はあるわけですが、監査の場でおのおの質問し、指摘もし

てきましたので、今回は少子化対策と若者の定住策についてだけ取り上げて質問したいと思います。

少子化対策事業について、少子化対策推進総合計画、これは平成22年から26年までの分ですが、その第4節「産業の振興と雇用機会の拡大を図る」の2番目に「産業振興の推進」とありますが、これまでにどんな事業を展開し、その効果を検証していますか。その検証の結果を踏まえて、今後どのような施策が産業振興に、ひいては少子化対策として有効だと考えておりますか。

二つ目が若者の流出抑制と定住策についてであります。

若者の市外への流出を抑え、定住させるために、これまでにどんなことに取り組んできて、今後どんなことに取り組もうとしておりますか。

少子化の要因といたしまして、結婚が遅い晩婚化だとか、結婚しない非婚化、そして子どもさんの数が4人も5人もない、ほん1人か2人という、出生力の低下が挙がっておるわけですが、そういったことは大体国全体といたしますか、特に都市部における少子化の要因でありまして、宍粟市の場合には、もう一つ、それにも増して若い人の市外への流出が少子化の根本要因だということを見落としてはならないと私は思います。安心して子どもを産み育てる環境を整備することは非常にこれは重要なことだと、これは言うまでもないことですが、しかし、それだけで若者をこの市内に引きとめることはまずできません。そして、子育ての環境がよその市に比べて多少整備されているということだけで、市外に住む若い家族を宍粟に移住させるということもほとんど不可能に近いんだろうと思います。

以前にも指摘しましたように、山間部の市町では、若い人が市外へ出ていくことを少しでも抑える、とめるということが少子化対策の重要な柱ではないかと私は思います。

今回、質問事項として少子化問題と若者の定住と二つ挙げておりますが、前述したとおり、この二つは密接に関係しておりますので、再質問以降はあわせて質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 岸本義明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、岸本議員の質問にお答えをいたします。

この二つの問題は、言葉としてはいろんな形で出てくるわけですが、非常に難しい課題でもあります。少子化対策事業、若者の流出抑制、定住策については、関連

がありますし、二つとも深くかかわりのある課題でございますので、あわせてお答えをしたいというふうに思います。

宍粟市の若者を取り巻く状況は、過疎化が進む中で、経済不況による市内企業の撤退など非常に厳しいものがあります。今春の市内3高校の卒業生の市内就職内定率は4割をようやく上回ると、こういう状況でもございます。

若者が流出をし、地域に若者がいないことが少子化を一層深刻化させ、地域の活力を奪っているということは先ほどのお話のとおりでもございます。産業振興による雇用機会の拡大が少子化及び若者の定住策に求められる重要な施策でもございます。

また、一方、宍粟市に残ってそれぞれ職場に勤めて活躍してくれていても、なかなか晩婚の人もたくさんおります。そういった両面の対策ということも大事なのかなというふうに考えたりしております。

第2次の宍粟市少子化対策推進総合計画につきましては、毎年、少子化対策推進本部において125項目全ての取り組み状況の検証の上で、保健福祉推進委員会児童福祉部会へも報告をしたりしながら、ホームページでも公表をいたしているところでございます。

産業振興の分野では、若者定着を促す企業立地の誘致など、若者の雇用機会の拡大に努めているわけではありますが、具体的には少子化対策事業として三つの事業に取り組んでいるところであります。

一つ目は企業誘致による支援として産業立地促進事業、二つ目は新たに起業する人に支援する起業家支援助成事業、三つ目は中小企業の経営安定を図ることで若者の雇用の場が確保できるよう、産業振興資金の融資制度やあるいは利子補給事業であります。

産業立地促進事業におきましては、これまで2件の企業が該当して雇用の拡大に繋がっているところであります。

また、新たな雇用の創出分野としましては、観光基本計画を策定をして、今年度は観光によるまちづくりを具体的に推進していきます。この取り組みによって地域経済が少しでも活性化し、観光産業として新たな雇用が創出されるものと期待をして進めているところでもございます。

一方、環境の分野でも森のゼロエミッション構想やバイオマスタウン構想に基づき、バイオマスを生かした取り組みを行ってきたわけではありますが、今後もこの取り組みを強化し、木質バイオマス生産から消費まで市内で循環するシステムを構築

することにより、木質バイオマス産業として雇用の場を拡大していきたいというふうに考えております。

このバイオマスにつきましては、岸本議員も間接的にかかわりをいただいておりますが、こうしたことによって多くはありませんが、わずかではあります、雇用の拡大が図られているところでもあります。こういった状況の中でございますが、雇用の拡大は非常に厳しい経済情勢であります、引き続いてこうした事業を推進するとともに、既存の地場産業の振興にも努めながら、雇用の場の確保を図るとともに、安心した、そしてまた子育てに自信の持てる、そういった支援をしていければというふうに考えているところであります。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 本題に入ります前に、先日、私、市のホームページをあけてみましたところ、2月21日に少子化対策取り組み状況というのが出ておりました。それを見てびっくりしたんですけども、平成23年度の取り組み状況をこの平成25年2月に発表しておると。これは一体どういうことなのかなあとと思います。こういうことをやりましたよということだけを言うのであれば、そんな意味がないわけで、取り組み状況というのは、今こういうことをやっております、皆さんどうですかと。こういうことも周知したいんで、皆さん子どもさんにも言ってください、こういう対策もやってますということをするのはいいけども、過去1年も2年も前にやったことを発表したって意味がないわけなんで、その辺ちょっと一言言っておきたいと思います。

それで、まず、市内の先ほど今年3月の3高校の卒業生の就職内定率がありましたが、私がちょっと古いんですが、一昨年、一昨々年のデータを申し上げますと、市内三つの高校で406名中進学が276人、そして市外への就職が79人で合計355人、実に87%が市外へ出ております。というのは、進学というのは、ここには高等教育機関がないものですから、みんな出ていきます。そして、その翌年度は358名中進学が267、市外に就職が40名、合計307人で、実に86%、前の年の87%とほとんど一緒の数の若い子が市外へ高校を卒業して出ていくわけです。それで、私は今年の3月のデータを持っておりませんので、もしそういうデータをとっておれば、教えてほしいんですけど、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 平成24年3月の卒業生の分で、今、全体的な分はわから

んのですが、市内の求人数3校合わせて44名中26人の内定となっております。全体的な進学された方を含めての市外への流出の数はちょっと今わかりませんので、すみません。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） もう少しきちっとデータをとって、大学へ行く人も大学へ行ってしまふんじやなしに、4年先あるいは短大で2年先、あるいは専門学校であれば2年か3年先には職をどこかで求めるわけですよ。そういう人たちも対象にした就職活動というものを市で助けてあげないかんのじゃないですか。そういうデータもなしに、市外へ出ていくのを抑えようなんて、そういうことはちょっと無理があるんじゃないかと思います。

そういうことで、例えば就職先が市外であっても、例えば姫路であれば通勤圏内で、そういう人たちは十分定住の可能性はあるし、いや大阪だ神戸だというと、これはまた難しい。やっぱりそういうきちっとしたデータをもとに、どういう対策を立てていけばいいのかを考えないかんわけで、内定率が何ぼでしたと済ます話ではないと私は思います。

それで特に、中でも女子の市外への流出、これが少子化に対して非常に大きな問題になっとなですよ、全国的に、山間部では。そういうことで特に女子がそういう専門学校へ行った、そして例えば看護師の資格を取った、そしたらどうしても山崎、そしてこの宍粟へ引っ張って帰って、宍粟の総合病院に勤めてほしいと思えば、やっぱり進学先へ行く、だめだもう行ってしまったというんじやなしに、きちっと市外へ出ていく前に、そういう学校へ行く生徒とも接触して、大学へ行った生徒に4年間きちっと接触した上で就職をあっせんしていく、市内あるいは通勤圏内での就職をあっせんしていく、看護とかそういう専門学校へ行く人でもきちっと2年、3年、出ていく前にそういう情報をつかんで接触して、そしてその人の例えばメールアドレスを聞くとか、あるいはホームページでやっていくとかして、ずっと何年も追求して初めてその子が宍粟へ帰ってくる可能性があるわけなんで、学校へ行ったさかいに、もうそれは別やというんじやなしに、追求してほしいなというふうに思います。

平成25年度から3カ年計画で総合計画の実施計画が始まります。その第2章に「活力ある産業が支える豊かなまちづくり」と。その中で、若者を引きとめ、あるいはUターン、Jターン、Iターン希望者受け入れのそういう施策、体制がそういう中でどういうふうに具体的に考えられておるのか聞きたいと思います。

また、この平成25年度の予算案が出ておりますが、その中でこういう少子化対策というのは、一つの課、一つの部だけでなしに、幾つかの部にまたがった施策もあるかと思えます。そういう複数の部課にまたがった少子化対策に合計幾らほどの予算を計上しておるんですか、お聞きします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 議員御質問のいわゆる I ターン、J ターン、一度流出をされた方等の宍粟への転入といたしますか、迎え入れの施策、これについて、私の部署の取り組みを若干御紹介をさせていただきたいと思えます。

既に御存じのことだと思えますけども、定住化促進事業といたしまして、転入をされた方に転入の一部経費の補助といたしますか、大々的な金額ではございませんけども、一定そういう補助の事業もございます。マイツリーとか、記念の植樹もしていただくというような事業が1点ございます。平成23年度では実績が6件か7件は実績として上がっております。

それから、今非常に大きな課題になって、一般質問でも協議をいただいておりますけども、空き家をいかに利活用するかということの対策もございます。はっきり申し上げましてちょっとスピードが遅くて、ホームページ等もまだ改善はよろしくないわけなんですけども、今現在、空き家バンクに登録をしております持ち主の方が21件、それから空き家を利活用したいんだというニーズを持っておられる方が25名登録をされております。しかしながら、なかなか空き家として利活用できる状況かどうかというのは、その家によって違います。また、財産として空き家を管理しておるという意識もございますので、なかなかそういう数字が成果としてあらわれておりません。成果としましては成立しましたのは1件の状況でございます。ただ、今市内の状況といたしましては、宅地宅建あるいは不動産の業者の方とのいわゆる情報を共有して、いかに利活用できるかなということを担当のほうで3月には一遍情報共有といたしますか、そういう会議を持っていただいて、なるべく利活用する方向で検討を今進めておるところであります。ただ、スピードがちょっと遅れておるところは非常に申しわけなく思っておりますけども、努力をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御質問の内容が奥深く細かいところに入っておりますので、



少し整理をさせていただきたいと思います。

おっしゃいますように、若者の定着、I・J・Uターンするには、三つの要素があると思っております。一つは居住環境の充実、もう一つは子育て環境の充実、一方では就業の環境のどうするかということでございます。それぞれ御案内の少子化対策総合推進計画に具体のことも含めて計画をいたしておりますので、数字は別といたしまして、それぞれの担当部署から取り組みについての御紹介を申し上げたいと思いますので、お願いします。

○議長（岡田初雄君） 順次答弁を求めますが、どなたから。

産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 産業部におきましては、雇用関係と位置づけまして、平成24年度も2回の合同の就職説明会を開催しました。市内に戻っていただくということで、その場合に市外に出られておる方の登録は全てできておりますので、その方にダイレクトメールを送って、合同説明会があるので一度宍粟市内の企業の説明会に参加していただいて雇用促進を図るといようなことで行っております。平成25年度につきましても、そういうことでダイレクトメールを送って就職説明会等を開催して行って、少しでも地元へ帰っていただくという手法をとっております。

それから、企業をなかなか宍粟市内に呼ぶということは、今の現状の社会では難しいところがあるんですが、それも絶えず今行っております、10社ぐらいの候補者はあるんですが、なかなか今の時代に宍粟市に企業を持って来ようかということでは少ないんですが、2年前には東海物産とか県産木材センターとかできましたんで、そこへの企業が木材センターでは50数名の方が宍粟市内の方の雇用促進になっております。それから、東海物産についても同じでございます。

平成25年度につきましては、中学生を対象として、宍粟市内に既存の企業があるんですが、企業に対しまして見学をしていただいて、宍粟市の企業はこんな企業があつて、こんなんしてみたいなとかいう気持ちを促すということで見学ツアーも計画をしております。

先ほど言いましたように、企業誘致はなかなか難しいんですけど、企業に来ていただくと、先ほどもありましたように産業立地の促進助成ということで、3年もしくは5年になるんですが、固定資産税等の免除とかいう、そういう制度によって企業の活性化を図ると。既存の企業も元気になっていただかなあかんで、それにつきましては、産業振興基金の活用をいただいて、それになおかつ利子の補填をしながら、市内にある企業の健全化を図っているというようなことが産業部の主な業

務となっておりますので、そういうことも平成25年度に取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 大体どういう施策をとっておるのか、ふだんに聞いておりますのでわかりますけども、もう少し目線を変えた取り組みも必要じゃないかと思えます。そういう先ほど市長のほうからも五つほど施策を聞きましたが、これも効果は未知数でどんなもんかなというふうに思うんですが、今、市外へのダイレクトメールとか言いましたが、市外というのは、もう就職しておる方ですか、市外へ。相手先は。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） いや、市外で就職されている方も含まれとんですが、主な方は学生でございます。それで、どこどこの大学に行かれとるとかいうことで、そういうことを周知することによって、登録をしていただいて、それでそういう合同説明会、先ほど一つ抜けたんですが、もう少し広範囲で西播磨の県民局とのやつも合同説明会をしようかということなんで、そういう機会をつくるということで、そういう登録者に人数的にはすごい活動があるんですが、ちょっと今わかりませんが、何千人という登録者に送ると。それでなるべく帰っていただいてするということでございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） わかりました。私もそれを言おうと思っていた。私の調査では、今、市外に在学中の学生、専門学校から大学までですが、合わせて市内3高校の卒業生で今700人以上おると思います。ぜひそういう人のもとへ、いろんな資料、データ、情報を送ってあげて、そして宍粟への関心を起こさせてほしいんですが、その中で、私がもう一つ言いたいのは、Uターンあるいは帰ってきて宍粟で就職する、あるいは宍粟からの通勤圏内に就職するために、一つは姫路とか、たつのか近辺の企業にも呼びかけて、就職説明会にはぜひ顔を出してほしいと。宍粟市内の企業だけだとやっぱり限界もありますので、ぜひ通勤圏内の企業に広く呼びかけて、就職説明会に顔を出してもらって、参加してもらってということをお願いしたいのと、もう一つ、市内へ帰ってきて、じゃあ就職しようとする若い人に何か優遇策を考えていただけないかなと私は思うんですが、例えば名前は別ですが、就職準備金だとか、通おうと思うと宍粟市の場合、車がないと仕事もできませんので、車買

うのに、やっぱり100万円以上のお金はかかるわけなんで、その足しにしなさいよということで準備金渡すとか、あるいは市外への通勤者には、通勤手当として何ぼが出しますよとか、3年間はもちますよとか何か帰って大阪や神戸でニートみたいな、あるいは不定期な労働あるいはアルバイトみたいなことをせんと、家々へ帰ってちゃんとそこへ就職すればそういう優遇策もあるなという、何か引きとめになるような優遇策を考えてもらえないかなというふうに思ったりもします。とにかくそういうことで一遍、どの部が担当になるのか、産業部ですか、わかりませんが、一遍考えていかだきたいなと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、新しい提案をいただいたんですが、確かに何かのそうしたインパクトを与えるということは非常に大事だと思います。これは行政だけでそういったことをやっても、やっぱり企業のいろんな形の中でやっていくことが大事なのかなと。企業のいろんな仕事の内容といった具体的なこととあわせて一緒になってやっぱりそういうことを考えていくことがいいのかなと。研究をしてみたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） そういうことで、特にいいことを言えば、マスコミが飛びついてくるような、そういう話題性のある優遇策というものが非常に効果があるんじゃないかなと私は思います。ぜひ一度考えていただきたいなというふうに思います。

若い人で一旦出ていった人を呼び戻す、あるいは出て行こうとする人をとめるのには、言葉は適切ではありませんが、商売人感覚でお客さんやと思って、自分のお客さんを逃がすまいと。外へ出ていったお客さんを引き戻す、あるいは出て行こうとするお客さんをとめるんだという商売人感覚でもう少し考えていただければなど。ただ、単に行政として対応しておるということだけでなしに、そういう意識も必要じゃないかなというふうに思います。

施政方針の中で、宍粟の就職情報をPRしとありますが、先ほど言いましたようにそれだけでなしに、市内の企業や商店の求人情報はもちろん、姫路やたつのの求人情報も提供し、就職あっせんの会合においても通勤圏内の企業よち呼びかけをして参加してもらおうという、そういった幅広い施策をぜひとっていただいて、今のままでいきますと、じり貧みたいな感じがしますので、本人にはもちろん、私、先ほどDMで本人さんと聞きましたが、ぜひ親元へそういう情報を流してほしいんですよ。そしたら、都会出ておる息子に、おい、こういう企業があって、こういう就職

情報があるよと。こっちへ帰ってこいよというふうな親御さんにその気持ちになっ  
てもらおうということも一つ大事なことじゃないかと思しますので、ぜひ就職説明会  
あるいは情報を流すにしても親御さんも含めた形で対応していただきたいというこ  
とを申し上げて終わりにしたいと思います。

以上です。

- 議長（岡田初雄君） 答弁は要りますか。
- 1番（岸本義明君） もし何かあれば。
- 議長（岡田初雄君） はい、それでは、答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） 今質問いただいた少子化ということと、産業の振興というの  
は非常にかかわりが深いわけですので、いろんな角度から考えていきたい  
というふうに思います。

若い人が帰ってくれるということには、一つには、文化的な要素というものも必  
要ではないのかなというふうに思います。一昨年、宍粟市吹奏楽団を発足したわけ  
ですが、そういう中で宍粟市にそれができるんだったら、私帰って跡取りをします  
ということで、そういった方も実際にあって、今帰って仕事をされています。そう  
いった文化の問題も必要でありますし、あるいはいろんな住環境の問題もあるだろ  
うし、いろんなことがあると思いますので、そうしたことを総合的にいろんな団体  
とも協力をしながら進めていきたいというふうに思います。

- 議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。
- 1番（岸本義明君） 先ほど今在学中の宍粟市出身の学生さんが700人以上とい  
うことを言いましたが、そのお子さんに家庭が仕送りする学費、生活費で年間15億円  
以上のお金が市外へ出ております。ぜひともその回収を図る意味でも、いや大変な  
額ですよ、15億円以上言うたら。そういうこともありますので、ぜひとも子どもさ  
んに帰っていただいて、投資した分が地元に戻って還元されますように、私も微力  
ですが協力したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

- 議長（岡田初雄君） 先ほどの質問に対して答弁があるようでございますので。  
それでは、産業部長、前川計雄君。

- 産業部長（前川計雄君） 親元へのメールを送れるように検討させていただきたい  
と思います。ただ、全てが行くとは限らるので、そこは拡大をしていきたいと思  
っております。

それと、林業も今盛んに行っております。それで雇用の場を生むという意味もありますが、宍粟材の家づくりの支援事業という事業がございます。これにつきましては、子育ての世帯とか定住をされて宍粟市内に家を建てられる場合については、最高で50万円の補助があります。そういうものも活用していただく中で宍粟市に家を建てていただくというような支援事業もございますので、そこら辺も活用しながら、また一番大事なのは雇用の場をつくるということが一番大事なんで、先ほどおっしゃったように西播磨、姫路管内、宍粟市から通えるところをなるべくあっせんして雇用の場をつくることを努力していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、1番、岸本義明議員の一般質問を終わります。

質問の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（岡田初雄君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 18番、西本です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、2点について質問させていただきます。

最初に、空き家の適正管理について質問させていただきます。空き家活用ではなく、空き家の適正管理でございます。

この対策は、前回、前々回の本会議の一般質問でも同僚議員が取り上げ、既に当局は条例の検討段階に入っていると理解しております。そして、全国的な少子高齢化、過疎化等の流れの中で、空き家の問題は議員をはじめ誰もがほぼ共通の認識だと考えます。そのため全国の各自治体も対策に頭を抱えています。そういうことから空き家条例なるものが次々に制定されているのが現状でございます。

少し古いデータですけれども、空き家は全国757万戸、兵庫県では33万6,000戸を有し、今も確実に増えていると考えられます。空き家の全員はさまざまですが、大きく分けると三つの原因が考えられます。

一つ目は所有者不在型、二つ目は経済的無資力型、そして三つ目は無関心型であ

ります。そして、さらに空き家問題を難しくしているものは、市民相談から始まって防犯、防災、消防、環境、そして建築と多くの部署にまたがるいわゆる縦割りの問題です。

近隣の自治体では、小野市が平成24年9月に定例会で提案され、本年1月の施行となっています。小野市は兵庫県下で初めての行政代執行を伴う条例であります。空き家問題の解消に対しては、行政には強制力がなく、最終的には民法の個人の財産と向き合う必要があり、大変に重く難しい問題であります。条例で定める勧告や命令だけでは市民の安心・安全は守れないと考えます。建築基準法や消防法で危険な空き家は撤去が可能としていますが、膨大な時間と労力が必要になってくると思われます。市当局が検討に入っているとすれば、私は空き家内を立ち入り調査できることや応急処置対応、いわゆる危険を回避する予防措置ができることを加え、また行政代執行、そして解体費用の貸し付けや助成等さまざまなケースを考慮する必要があると考えます。しかし、あくまでも適正管理を促すことにあります。解体撤去ではありません。一步踏み込んだ条例を制定すべきであると思えます。

いずれにしても、空き家が適正管理されているか、至急実態調査に入るべきだと考えます。この点の市長の考えを伺います。

次に、宍粟市のこども医療費の助成について、伺います。

正式には乳幼児等医療というふうになっていますけど、こども医療費で話をさせてもらいます。

当市におけるこども医療費の助成事業は、県下でも大変進んでいると考えています。厳しい財政状況の中での助成ですが、本人はもとより、保護者にとっても本当に安心感を与えてくれます。保護者は大変に喜んでおられます。現在は0歳から中学3年生までの入院費は無料化、いわゆる自己負担なしでございます。通院による医療費の無料化は小学校6年生までに抑えられています。ある保護者から中学生になれば部活もあり、日ごろの勉強も高度になり、また塾等にも通っている子どもも多く、けがや疲れから体調を崩すことも多くなるので、通院についても同様な対応かできないかとの要望もお聞きしました。

近隣の自治体を見ますと、現在は相生市、たつの市、小野市、加西市、赤穂市、また町では佐用町、神崎町、そして市川町、福崎町が中学3年生までの通院医療費を独自で助成しております。

そんな中で、このたび兵庫県が中学3年生までの通院医療費を7月から助成するとの発表がありました。ただし、県の制度を実施するかどうかは各市町村が判断す

るとあります。宍粟市もこの制度にぜひ乗り出すべきだと考えます。市長の考えを伺います。

また、現在助成をしていないところの中学1年生から3年生までの通院費用を助成するとすれば、対象人数と予算額は幾ら予測されるか、お聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 西本 諭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、西本議員の質問にお答えをいたします。

これにつきましては、9月議会、それから12月議会にも空き家の適正管理に係る質問を受けたところであります。その後、各自治体の取り組みについて新聞等で報道され、少子高齢化、人口減少とともに社会問題化しつつあるわけであります。

今、質問にありましたように、小野市におきまして、本年1月1日より空き家等の適正管理に関する条例が施行されました。小野市では、空き家に関する苦情が年々増える中、所有者に適正な空き家管理を促されましたが、平成23年10月から目視による空き家調査を実施をされ、具体的な空き家戸数を把握し、将来の良好な生活環境の保全や市民の安全・安心の確保のため、条例制定されたというふうに聞いているところであります。

現在、宍粟市では、こうしたことに鑑み、そしてまた一般質問も以前にいただいたところでもございます。現在、条例を制定した市町の課題について調査研究をしております。所有者の承諾あるいは費用負担の課題をはじめ憲法第29条第1項、いわゆる財産権の問題であります。こうした法規制との整合性、それから手続の課題等もあり、どこの市町も課題を抱えて悩んでいるところでもございます。

今、宍粟市としてどういうところを研究をしておるか、あるいはほかの町とどういうふうに調査をしておるかということではありますが、先ほど質問の中で言われました強制撤去の関係ではありますが、これにつきましては建築基準法の第6条第1項第1号の特殊建築物で、その用途に供する面積が100平米を超えるものというようなこと、そしてまた施行令第14条の2で階数が5以上の建物と、こういったことであつたり、あるいは延べ面積が1,000平米を超える建築物といったようなことで、一般住宅につきましては、今のところ対象外というふうにされているところであります。

今、どういう問題があるかということですが、空き家の目視ということにつきましては、敷地外から外観上の状況により判断をしていくと。各自治会から

危険建物の報告を受け、市職員・専門家チームを編成をして現地調査、状況についてランクづけをしていかなければならないのではないかなど、こんな課題もございます。

それから、屋内に荷物が残っている場合につきましては、不法侵入ということで捉えられる可能性がある。必要な業務であることから、警察署の協力を得てこうした場合は実施しなければならないのではないかというような課題、それから、慎重に行わなければ解体能力のある所有者も補助金があるからということで、放置される危険性があるということも否定できないところであります。導入するとすれば、金額、対象者、制度について慎重にしなければならないという課題、それから、市のみで判断すれば自治会から要望すれば市で対応してもらえると、こういった安易な考えで要望されるケースが増える可能性があるとともに、市民の意見を聞かない市の判断というようなことで批判が出てくる可能性がある。それから、市の最終判断を行う場合、市民・自治会・専門家による諮問機関を設置して多くの意見を聞きながら判断をしていく必要があるであろう。

こういったいろいろの課題を今検討しているところでありますが、今後、先ほど申し上げましたような適正な空き家管理を所有者に促しながら、実効性のある条例制定に向けて市民・自治会・行政・有識者による協議会を設置をいたしまして、空き家のリストアップ、それから目視調査の実施、先進市町の条例や取り組み内容及び課題を整理をして、多くの意見を聞きながら協議を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、個人の財産権まで踏み込んでいく条例でありますので、客観的に妥当性・合理性のある判断ができる内容とするために、今申し上げました市民・自治会及び有識者の意見を十分聞きながら慎重に取り組むべき課題であるというふうに考えております。

次に、こども医療費のさらなる推進であります。宍粟市におきましては、少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児に対する医療費助成事業を実施しております。その内容は、0歳から小学校6年生までは入院・通院とも自己負担の無料化、中学におきましては平成23年7月から入院のみ自己負担の無料化を実施をいたしております。

このたび、県は、子育て施策の充実のため、平成25年7月から通院医療についても中学3年生まで助成を拡大することになりました。当該こども医療助成事業は、自己負担の6分の1を県が助成し、市町が実施する事業であります。



宍粟市におきましても、子育て環境をより充実するため、実施に向けて既に検討に入っているところであります。なお、現在の市内中学生の人数は1,332人であり、通院医療費の自己負担分に対する市の負担は県が市町に助成を期待するとしている6分の1であるならば370万円、無料化した場合は1,850万円程度になるという、あくまで試算であります。そういうことでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） まず、空き家対策のことですけれども、今、市長が言われたみたいに非常に悩ましい部分がありまして、個人の財産を考えていかなきゃだめだということで、以前にもありましたけれども、私、この問題は一つの入り口であって、例えば放置された農地、山林、それも空き家と同じような状況、持ち主がわからないとか、またいろんな状況があると思うんですよ。ですから、この問題は空き家問題を入りにしますけど、やっぱりそういう問題もこれから市の運営に対して大きくなるのかかってくる問題じゃないかと思うんですよ。ここのところをだから乗り越えないと、なかなか市の運営も厳しいと思います。

私もこの問題を行政代執行を言うことによって、非常に先輩議員はちょっとやめとけど、そういうことは言わんほうがええということも言われました。言われましてけれども、将来の宍粟市を考えたときに、これはやっぱり今条例をつくる段階で言っとなければまずいと。というのは、最初のころに空き家条例が各自治体でできたころは、まだ勧告や命令で終わっておったんです。ところがここ最近、条例をつくっているところは、ほとんど行政代執行をつけてます。ですから、こういう状況を見ますときに、やっぱり大きな問題になってはきますけれども、乗り越えないとだめ問題じゃないかと思って取り上げさせてもらいました。ですから、そういう意味ではいろんな運営にかかわることだと思います。

具体的にちょっとお聞きしたいんですけども、まず、空き家ですけども、いわゆる空き家であっても持ち主がおるわけですから、税金は払っておると思うんですよ。この現在の空き家に対しての納税状態というのはどうなっていますか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 納税に関してお答えさせていただきます。

空き家におきましても通常の居住されている家屋につきましても、同じように納税をしていただいている状況にございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） それは例えば所有者が不在だとか、また市外におられるとか、そういうこともあると思うんですけども、その方もちゃんと納税されてる状況ですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） はい、例えば家屋敷税といいますけども、家屋は宍粟市の中にある、本人は籍を持ってどこかに出られているという状況にありましても、屋敷がある間は払っていただくのが原則でございますけども、例えばどこに移住されたところで、納税されている場合については宍粟市でも払っていただく。新しい住所地で非課税でおられる場合は、うちも非課税という扱いをしております。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） じゃあ、例えば持ち主が不明になっている空き家とかあるはずですけども、それはどうなっていますか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） あくまでも台帳上あれば、その方の所有権がありますので、課税対象という扱いにはしております。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 対象とか条件はあるとは思いますが、実際、納税は怠っておられると思うんですよ。こういう問題もありますし、いろんな問題があります。それから、一番大事なのは市民からの苦情、例えば隣に空き家があって、非常に危険だという場合、苦情はどここの部署で受けるんですか。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 今、西本議員さん、御質問の中で触れられておりますとおり、この問題につきましても防犯、防災、それから消防、環境、建築、ここで4部局になります。あわせて先ほど御指摘がありました農地、農林まで入れますと5部局の所管になってまいります。それで、前回にもお答えをさせていただいたと思いますけども、この関係部局の、具体的には次長クラスでグループをつくって広域的に検討していこうということの取り組みを今始めております。御指摘のあったとおり、また市長から答弁のありましたとおり、具体的な内容について、これからは本腰になるんですけども、しております。

ただ、空き家等の状況につきまして、総合的には空き家バンク等は私どものまち

づくり推進部でしておりますので、苦情等の相談についてはまず私とここで受けると。ただ、具体的にそれが農地であったりとか、それはもう即その担当部署に行ってくださいですけども、総合的な受け付けについては私とここで対応をさせていただくということに今しております。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） というふうに、いろんな部署にまたがって市民の方は相談に行くわけです。私ども大分の国東市というところに空き家のことで勉強に行かせてもらいました。そこで、これは新聞記事ですけども、載っているんですけども、例えば隣の家がひとり暮らしで亡くなったと。それが20年たってるということで、隣とほとんどすき間がないんで、家が倒れかけてきたということで、市に相談に行った。ところが市は個人の財産だからどうすることもできないということで、その主婦は柱を4本買ってきて、その横でつかい棒を業者に頼んでしてもらったらしいんですけど、それはやっぱり自分のお金で防御したと。それが法的にどうなのかわからないですけども、そういう形でやっぱり相談に来る人は急いどんですよ。非常に危険を感じて。台風シーズンになったらそういうこともありますし。そういう具体的なことが今はそんなにないのかもわからないですけども、具体的にそうなったときに市は何もしてくれないと、行政は何もしてくれないということになるんですよ。ですから、そういう意味で、いち早く私はまず解体撤去が目的じゃないですけども、やっぱり適正管理を促す、それが一番大事だと思うんです。そんな中で、やっぱり家の中に入って調査する、またいろんな危険と感じたら防御のためにちょっと手を加えて倒れないようにするとか、そのくらいまでのまずは権利といいますか、やれるような、そういう条例を考えていただきたいなど。最終的に撤去、仙台市ですかね、行政で撤去した例がありますけれども、そこはもう目標ではないんで、とにかく適正管理を促すということをお願いしたいと思います。

いわゆる、さっき言いました部署がまたがるということで、縦割り行政の非常に厳しいところですけども、何とか条例をつくることによって窓口を一本化するということが大事だと思います。

例えば、今、宍粟市は観光に非常に力を入れて、もちろんやっていますけれども、観光の道路とか、また観光のお客さんが来る途中でそういう朽ち果てた家があるとか、そういうことは非常に見苦しい、観光に差し支えるということも考えられます。県のほうはちょっと空き家に対してはあまり積極的ではないんですけど、例えば網かけみたいな形で、この部分はある程度網をかけて撤去できるような、そういう部

分も検討材料として必要ではないかと思えます。

それから、さっき市長言われましたけど、非常に線引きが難しいんですよ、空き家と言っても。ですから、どこでも大体一緒なんかもわかりませんが、国東市では点数評価して、例えば100点以上だったらもう取り壊す対象だとか、50点までだったら、まだいろいろ適正化の命令をすとか、そういう点数で評価してやる方法をとっておられました。

いずれにしても、この問題はいろんなことにかかわってくるわけですけども、消防長にちょっとお聞きしたいんですけども、過去に例えば空き家による火事とか、そういう何か私はあったと記憶しておるんですけども、あれば教えていただけますか。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、幸島幸博君。

○消防本部消防長（幸島幸博君） すみません、資料を持ってきておりませんので、何件あったとかはお答えできませんが、過去に空き家が燃えたという事例はございません。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） さっき建築基準法とか消防法で理論的に撤去は可能だということを私たちも勉強してきたんですけども、それはもうすぐに即応できる形ではないので、ちょっと難しいと思っています。

事例ですけども、例えばその土地を寄附してもらうことを前提に取り壊すとか。例えば横須賀市では、命令に従わないと5万円以下の罰金を加えるとか、それがいいか悪いかは別にしまして、そういう例があるということです。そして、例えば実際に私どもの先輩議員のところは、もう空き家で30年来悩んでおられる議員もおられます。全然手をつけてくれないと。そういう身近にもありますんで、ぜひこれは一歩踏み込んだ条例を制定していただきたいと思えますけども、市長、お考えをもう一度お聞きしたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げましたように、今、入り口の部分での議論をやっております。そういうことを踏まえて、さらにリストアップでありますとか、目視による調査、そういったことで順を追って考えていきたいと。

どうしてもこれほったらかしっていうところは、代執行してあと費用請求してもなかなか難しいのではないかなと。そういう想定もされます。そういうことで債権がまた増えてくるという課題もありますので、慎重にしながら検討してまいりたい

と思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 慎重に検討をしていただきながら、一步前へ進んでいただきたいと思います。

通院費の助成ですけれども、県との対策にあれするわけですから、県は年収730万円以下ということで限定されてますけど、市は中学3年生までの通院費はどのようにお考えですか、年収については。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 一応所得制限がございますので、税額23万5,000円未満ということにはなってございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 今行われている通院と入院の小学校6年生までと入院は中学3年生までね、これは所得制限ないんじゃないですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 先ほど私が制限あるといたしますのは、県の制度でございます。今実際、宍粟市がやっておりますのは市単独事業をほうり込んでおりますので、所得制限がなしというところでございます。今後検討していく中で、そういった項目も検討の内容にはなろうかと思えます。

○議長（岡田初雄君） 18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） ぜひそれは何とか所得制限を設けないで、中学3年生までの入院、通院、みんなが受けられるように配慮していただきたいなと思えます。

以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、18番、西本 諭議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 6番、福嶋です。議長の許しを得まして一般質問を行います。

保育所の新築移転につきまして、御承知のとおり戸原保育所は昭和49年に新築された木造平家の建物です。老朽化が進み、たびたび雨漏りなどがあり、とても地震や他の災害に耐えることは困難です。安全第一、子どもたちの命を守ることが一番でございます。また、1部屋ごとの間取りも狭くて、いい環境とは言えません。一日でも早い新築移転が必要です。市長、教育長の答弁を求めます。

次に、市長部局に常駐の相談員の確保について、これは教育についてですね、複雑多様化する現代社会の中で教師は重大な役割を担って日々奮闘されています。子

どもたちのためにも心身ともに健康で教育に専念できる環境づくりが必要と考えます。しかし、今、精神を病む教師が増えています。他の教師も忙しく、相談に乗ってもらえないのが現状です。そこで、以前にも質問しましたが、市長部局に常駐の相談員を確保し、いじめなど学校での全ての悩みを気軽に相談し、対処する場所が必要です。市長の答弁を求めます。

次に、これは同僚議員からもたくさん質問がございましたが、地域医療について、宍粟総合病院は医師不足などによる赤字経営が続いています。医師の確保、その他赤字解消に向けてどのような努力をされていますか。また、これからの宍粟市の地域医療についてどのように取り組まれますか、市長の答弁を求めます。

地方の医師不足の病院を救うと言われている総合医療、総合医について、市長の見解を伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 福嶋 斉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、福嶋議員の質問の中で地域医療について、私のほうからお答えを申し上げます。

医師確保についての取り組みであります。従来、大学の派遣に依存する体質を改めまして、医師から選ばれる病院づくり、地域づくりを進め、地域で医療を育てる取り組みを行っているところであります。医師を招聘できれば経営は改善するということもございます。そういったことで研修生への指導体制の整備として、多くの医師がマンツーマン指導できるよう、順次研修会に参加をし、指導医資格を取得をいたしているところであります。また、総合病院で内科専門医が取得できるように、教育関連病院の認定に向けて、学会発表など諸条件の整備に今取り組んでいるところであります。

病院の指導体制をPRするため、平成24年度は兵庫医大から協力型研修医16名を受け入れております。学生からの評判もよく、若い医師の確保に将来は繋がっていくというふうに捉えているところであります。

また、医師の働きやすい環境づくりとして院内託児所の整備、非常勤医師の確保による負担軽減や看護師の確保に取り組んでいるところであります。さらに病院機能の充実を図るため、高性能医療機器の計画的な更新を行っております。医師が勤務したくなるような地域づくりとして、病院運営協議会や病院ボランティアあるいは地域医療をサポートする会とも連携をしながら情報を発信し、全ての人が医師や

看護師の立場に立って、地域の医療を考え、行動できるよう啓発活動を行っているところであります。

次に、総合医療についてであります。医師不足の中で地域医療を担っている総合病院に勤務する医師においては、内科や小児科、救急などの幅広い診断能力を持ち、初期治療とともに今後の治療方針を決定するなど、柔軟に対応できる総合診療医師の確保というのは必要であるというふうに考えております。

県の僻地勤務養成医師団の中には総合医を目指す医師も含まれていることから、こうした方を招聘することに努力をしてみたいというふうに思います。

それから、今後の地域医療の取り組みにつきまして、医療の提供はもとより、保健・介護・福祉が一体的に提供できるということを目指しているところでもございます。公立宍粟総合病院や地域の開業医で提供される医療と保健・介護・福祉が一体的に提供できるよう、4カ所の保健福祉センターを設置し、医療機関や介護保険サービス事業者と連携をとりながら、地域医療の充実に努めているところであります。

その実績としては、例えば地域医療のかなめである医師からの指示で看護師等が寝たきり等の方の自宅を訪問をして、介護サービスと連携を持ちながら、看護や医療措置を実施する介護保険の訪問看護の利用者について、年々増加をしているところでございます。

また、夜間の地域医療を確保するため、宍粟市医師会へ委託をして北庁舎内に夜間救急診療所を開設しております。地域医療の最大の課題である医師の確保以外にも課題がありますが、今後も高齢者が増え、介護が必要になることが確実な状況の中で保健・介護・福祉との連携を含む地域医療の充実に一層努めていきたいと考えております。

その他の問題につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 私のほうからは戸原保育所の件、それから、いわゆる相談員の件、2件につきましてお答えを申し上げます。

まず、戸原保育所の老朽化という、一日も早くという問題でございますけれども、まず、市におきましては少子化の進行あるいは教育・保育のニーズの多様化等によりまして社会が大きく変化する中で、子育て環境をというものが非常に変わっております。それに対応するために、よりよい教育・保育の環境の構築ということで、

今、幼保一元化の推進ということ、認定こども園という形で推進を図っておるところでございます。

現在、市内各中学校区でそれぞれ推進に向けて地域の委員会を立ち上げていただきまして協議を願っておるところでございます。山崎南中校区におきましても、昨年6月に地域の委員会を設置いただきまして協議を進めておるところでございます。本年に入りまして先月、2月14日に第3回の地域の委員会におきまして、戸原小学校区あるいは城下小学校区、それぞれで幼保一元化に取り組むという、そういう協議結果をいただきました。その結果をいただきまして、教育委員会でもその方向性を決定したところでございます。戸原地区における幼保一元化の枠組みが決定したと考えております。今後、戸原小学校区におきまして市が目指す幼保一元化につきまして、地域の皆さん方あるいは保護者の皆さん方と具体的な協議に入りたい、そういうふうにご考えておるところでございますけれども、できるだけ早期によりよい教育・保育環境の整備に努めていきたい、そういうふうにご考えておるところでございます。

それから、市長部局に常駐の相談員の確保という件でございますけれども、御指摘のとおり、非常に教育における学校現場においては、先生方が多忙な中で今教育実践をいただいておりますけれども、毎日子どもに寄り添った教育を進めるといふ、そういう中で、さまざまな現場での教育課題に対して時間をかけて丁寧に対応をしていただいております。

具体的には、いろんな課題があるわけですが、その課題につきまして、1人で抱え込まないということや、学校全体で、あるいは経験の豊かな先生と一緒に取り組んでいくよう指導をしておるところでございます。具体的な形としましては、校長先生あるいは教頭先生あるいはそれぞれの担当、養護の先生も含めまして、いわゆる学校の中で校内相談体制をつくる中でそれぞれ課題のある、あるいは課題をお持ちの先生方に相談しやすい、そういう体制をつくっておるところでございます。

また、専門的な部分につきましては、各中学校区に1名、県からスクールカウンセラーというのを派遣をいただいております。非常に臨床心理士の資格を持っております専門的な立場で相談をしていただける先生でございます。中身によってはスクールカウンセラーも加わってケアをしておるところでございます。基本といたしましては、いわゆる学校現場といいますか、子どもの状況あるいはそれぞれの具体的な状況を一番理解している同僚あるいは管理職によるサポート体制を整えるということが一番重要であると、そういうふうにご考えております。今後も相談しやすい



環境づくりに努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 再質問を行います。

これは、つい最近の新聞ですけど、森少子化担当との話の中で、幼児教育において無償化をやりたいと。これについては財源的には7,900億円ぐらいかかると。だけど、何とか今年度中に骨子というものをしっかりしてやって、そして、できればもう2015年4月ぐらから、そうしたことをやっていきたいというふうなこともあります。

それから、もう一つは、先ほど出ました認定こども園の話ですね。やっぱりこれについてもちょっと触れられまして、地域に合ったということをおられると。それから、もう一つは、その中で地域に十分配慮してやっていくようにと、そういうふうな話もございました。

そして、先ほど教育長の中から保育所について、戸原は戸原、城下は城下という、南校区の中でですね、そういう方向がはっきりしたというお話を聞きましたんで、これは子どもたちにとって本当に命の問題でございます。大事なことなんでね、もう一度その辺をはっきりとお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 一つは、いわゆる地域に合ったということでございますけれども、基本的には、先ほど申し上げましたように、地域の委員会の中で具体的にどういう形がいいのかということをお協議いただくということでございます。市としては基本的な方針といいますか、方向性はお示ししておりますけれども、その中でそれぞれの地域の課題等もございまして、そういう部分は十分協議しながら、御指摘いただいたように地域に合った形での進め方を今後やっていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、あといわゆる老朽化という部分につきましては、これにつきましては、十分承知をしておるところでございます。子どもたちの安全・安心の教育環境をつくるということは非常に大事な早急に解決していかねばいけない、そういうふうな思っております。

この部分につきましても、先ほど申し上げましたように、大きな方向性、山崎南中学校区での方向性が決まりましたので、3月中に具体的にそれぞれの地域の方と具体的な説明あるいは協議に入りたい、そういう準備を今しておるところでございます。

ます。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 今言っていたように、できるだけ早い機会に新築をしていただきたいと、こういうふうに思います。

次に、教育について、これもつい先日の3月か2月の終わりか忘れましたが、教育再生実行会議というのが、これは安倍首相の直属のところで第1回目の会議がありまして、やっぱりそこでの提言ですね、これには自治体や学校の体制整備についてということで、実効性のある対策の実現に取り組んでほしいという中で、注目点があったのは、いじめの発見や調査を行う、やはりここで第三者組織の設置を提案したというふうに、こういうものがあるんですね。そして、その理由としてはやっぱり学校や教育委員会が機能しないケースが多いというふうに、こういうふうに書いてあるんですね。これはそうした有識者の会議の中での話ですね。あるいは教師が加害生徒に強い指導をする必要があると、こういうことですが、これについてなかなかやっぱり保護者とかそういったものがあって、教師がその辺がどこまでできるのかなというのが、これ私の見解でございます。それから、あとやっぱりあらゆる手だてを尽くしても、いじめというものが続けば、やっぱり被害生徒を守るために、毅然とした態度をとることが当然であるというのがあるんですね。これはもう当たり前のことなんですけども、なかなかこういうことができてないというのが現状だそうです。

それから、もう一つ、やっぱり暴力であったり金品のたかりとかいうのもあれば、そういうものがはっきりと確認された場合、これはためらわないで警察にすぐに連絡をとる、あるいは警察と、いわゆるそういう会合をもったりして、やっぱり連携というか、そういうものを密にするというか、ふだんからそういうことをやらないとだめだろうというような、そういう提言がございましたが、それについていかがですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、御指摘いただいた部分は承知しておるところでございます。宍粟市の現状におきまして、私は、先ほど申し上げましたように、いわゆる現場の先生が現場の中で解決していくというのが基本的な一番子どもたちを知っておる先生の中で解決できるというのが基本であると思っております。ただ、御指摘いただいたように、非常に重篤な状況というのもこれから想定されるわけでございます。その中でどう、そういう問題に対処していくかということの、いわゆる体制

というのは非常に重要な部分があるかと思えます。

宍粟市におきましては、昨年12月にいじめ早期発見対応マニュアルという先生方のマニュアルも作成させていただきました。そういう中でそういう重篤な状況が出たときに、どういうふうな対応をするかということについてもお示しをしておるところでございます。

具体的には、いわゆる関係機関との連携という形になるわけですが、いろんな関係機関と連携しながら、あるいは警察といいますか、そういうところ、あるいはこども相談センター、いろんな形での関係機関と連携をしながらやるということでございます。それにつきましては、いわゆる学校と教育委員会が連携しながら、そういう組織と連携していき、その対応に当たっていくということでございます。

それとあわせて、現在、教育委員会の中に青少年育成センターというのがございます。これにつきましては、従前はいわゆる子どもたちの補導ということが中心的になるわけでございますけれども、今、御指摘いただきましたようないじめ、あるいは体罰、いろんな新しい課題が出ておりますので、そういう部分につきましても、この青少年育成センターの職員は警察のOBの方、あるいは教育経験者といいますか、そういう方で育成センターの相談業務に当たっていただいておりますので、そういう機能も今後充実しながら、御指摘いただいたような部分の対応をしていきたいと、そういうふうにご考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 私のほうからも警察のOBであるとか、その辺のことを質問したいと思ったんですけど、今言われましたとおりで、その辺のやっぱりOBの方であったりとか、あるいは先生方のOBであったりとか、そういう方を加えまして、やはりいわゆる実効性のある、ここが一番大事なところだろうと思うんですね、対策であったり、対応であったりができるようにしていただきたいと、こういうふうに思います。

例えば、平成24年、1年間の法務局の調べですと、人権侵害の疑いがあるという法務局の調査ですね、これによって深刻な事案が過去最多の4,358件もあったと。これ本当のつい最近、3月1日の新聞紙上にありましたですけども。あるいはいじめの相談というものも、これも平成24年、1年間で過去最多、最も多いということで1万4,765件ということですね。やはり宍粟市においてもこういったことが例外ではないと思うんですね。先生方はやっぱりいろいろとこういういじめであったり、あるいはほかのことであって、やはり保護者、それから生徒に対する対策というも

のでやっぱり心を悩まされると思うんですね。そこらで先ほども言われしたようにスクールカウンセラーの設置とか、先生が1名、各学校におられると。これは大変いいことで、あるいはそれ以外にやはりそのいわゆる暴力を振るったり、いろいろとするような子どもたちに対応できるというのは、なかなか先生の中では難しいんじゃないかと、僕は思うんですね。いわゆる保護者のことも多分頭の中によぎるだろうと思います。そういったことも含めてやはり常駐のそうした相談員というか、そういったことにいろいろな対策に対処できるという人が欲しいというふうに思っているんですが、もう一度お願いします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いわゆる先生と申しますか、学校の中だけではなかなか対応できないという、そういう事案も出てきておるのは御指摘いただいたとおりでございます。そういう意味におきまして、いわゆる学校現場をサポートするような、そういう体制につきましては、教育委員会あるいは関係機関と連携しながら、そういう体制は今後さらに強力につくっていきたい、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） ありがとうございます。それでは、次に、移りたいと思います。

先ほど市長からの答弁の中で、いろいろと対策はやっているんだという話をお聞きしました。それから、同僚議員の質問に対して一生懸命頑張りますと、こういうような答えも聞いております。そうした中で、年間大学医局であったり、40回ぐらい、あるいは県のほうの関係機関とか、あるいはそういったところに医師の確保に行っておられる。これは事務長あるいは院長が一番多く行っておられるんだと思います。市長にもできるだけ大変忙しいと思いますが、そうしたところに行くんでなくても、何かの形でかかわり合っていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、あとはいわゆる研修医ですね、こういったものにおいても短期的なもの、あるいは長期的にこれからやっていただけるというようなこともちょっと聞いております。

それから、先ほどちょっと総合医のことについて、もうちょっと詳しく、もしわかれば事務長のほうから若い人の総合医になりたいというふうな人のようなことで、何かもうちょっと詳しくわかれば一言。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。先ほどちょっと話が出てました県の僻地養成医師の中には自治医科大学の学生であるとか、特に僻地の養成医師の養成の中には総合医の講座というんです、必須の科目がございますので、その僻地を目指す学生の中には基本的には総合医療の学習をするという学生がたくさん含まれておるんですね。ですから、2年間の基礎学習を過ぎた後、そのまま僻地の総合医療を目指すような、私たちの病院のようなところを目指される学生もかなり含まれているということでございますので、先ほど市長のほうから申し上げましたように、そういう医師を何とかたくさんうちの病院に引きずり込みたいと、そういうこともあって、県のほうの派遣のほうもお願いをしているという状況でございますので、そういうようにしていただきますと、やはり総合的な内科と、それから救急ですね、救急には小さな子どもさんも見れますし、ちょっと外科的なことも見れるというようなこともございます。

今、非常に専門的な医療を目指されるお医者さんが多い中で、そういうことに来ていただくと、やはりこの分野は見れないというお医者さんが多いんで、やはり私たちの地域についてはそういうお医者さんに来ていただいて、対応できないものについては3次医療機関に送ると、そんなような対応をスムーズにしていだけるようなお医者さんを増やしたいなど、そう思っております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） ありがとうございます。総合医というのは1人のお医者さんがいわゆる1対1で診られて大体のことはほとんどわかるという、これが総合医であって、それからそうでない専門医というのは、やっぱり1人の患者さんに3人、4人の医師がかかると。そういったことでやっぱり時間的なものとかいろいろなもので不都合が起きるということもありますので、今後ともまた総合医のことについて、あるいは医師確保について、これ医師確保というのはなかなか難しい問題でございます。一般的にはなかなか地方の公立病院にこれから医師が増えるということはず少ないだろう、よっぽど努力しないと来てくれないだろうというのはあります。そういったことも心のどこかに置いていただいて、やはり医師確保には努めていただきたいと、こういうように思います。

もう一つ、やっぱりこれからの宍粟市の全体の地域医療をどうするのか、やはり医師が少ない中でどうしていくのか。これにはやはり先ほどあるいは昨日の答弁の中にもございましたけども、総合病院の医師あるいは看護師あるいは開業医、やはりその辺の方との連携という話がありました。これに加えて、やはりこの中に

は介護というものも当然ついてまいります。

そうした中で、これは前にもお話ししたかも知れませんが、今年、長野県が女性も男性も長寿日本一になりました。ここの県は30年ぐらい前はワースト3ぐらいだったんです。女性も男性も短命だったというふうに聞いています。これは全国的にも有名な諏訪病院の39歳で院長になられた鎌田 實医師ですね、この方がやはりあそこは野沢菜という産地がありますね、長野というのは。そうした中で漬物が多い、あるいは塩分をようけとり過ぎる。そうしたことをきっちりと分析されて、そして今日に至って長寿の県になったというものがございます。それには大変な道のりがあったということなんですけどね。

やはり栄栗市におきましても、在宅医療、在宅介護、こういったものも含めて、やはりこれからは医師、開業医の皆さん、あるいは病院が一つになって、あるいは先ほども言ってますが介護施設、こういったもの、全部を含めての医療というものを考えていく、その中で医師不足を何とか補っていくんだという、こういった方向性ができないかどうかということをお伺いします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、浅田雅昭君。

○健康福祉部長（浅田雅昭君） 地域医療は市の全体的なことですので、私のほうからお答えできる範囲の中でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

当然市民の健康・福祉を守るというのが第一の使命でございますので、やはり特定健診、あるいはまたメタボ対策等々も実施する中で、長く健康で過ごしていただくという対策もとっております。また、当然、市長の答弁の中にもございましたが、やはり栄栗市は高齢化が進んでおります。さらに今後高齢化が進んでいきますので、やはりそういう高齢者に対して在宅での看護等々も必要になってきますので、やはりいわゆるかかりつけのお医者さんを中心とした中で、やはり医療と看護を一体的に提供していくシステムも必要だということで、今、訪問看護ということで市長のほうからもお答えはさせていただきました。いわゆるかかりつけのお医者さんの指示に基づきまして、看護師等が夜間等々御自宅に訪問して、いろんな介護も含めた対応をとるということで、実績としては、平成23年度なんですけども、いわゆる今現在23年度の月平均の利用者の方は133名でございます。その方々に例えば週に2日とか、当然また状況によっては毎日お伺いする場合もございますけども、そういうふうなことも含めまして全体的なことに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） いずれにいたしましても、やはり患者さんの満足度というかね、あるいは市民も含めた中での満足度、信頼度というものが医療機関、特に総合病院では大事だろうと思います。やはりそういったところをこれからきっちりと考えていただいて、そしていい方向に進めていただきたい、こういうふうに思います。終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、6番、福嶋 斉議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中であります。ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩をいたします。

午前11時56分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 13番の山下です。一般質問を行います。

生活保護基準額の引き下げは市民の暮らしに大きく影響するが、どう対応するのか、市長に問うという質問事項で行います。

生活保護制度は病気や障がい、収入減、失業など、生活に困ったときの最後の命綱です。平穏な暮らしがずっと続くと言い切れる人はこの日本では一部を除いてはいないのではないのでしょうか。

そんな中、現政権のもとで、戦後最大と言われる生活保護の引き下げが行われようとしています。生活保護基準額の引き下げは生活保護を受けている方だけではなく、宍粟市民の生活に大きく影響してきます。生活保護費は最低基準として住民税の非課税基準や医療、福祉、教育、保育、介護などの減免やサービスに連動しております。その影響の大きさは国会でも大問題となっているように、宍粟市民の暮らしと命が脅かされてしまう大問題です。生活保護に対して市長はどのような考えを持っておられるのか。また、宍粟市民の暮らしと命が脅かされるのを防ぐためにどのように対応してくのか。

次、二つ目に、スクールカウンセラー配置事業を利用しやすいものにするために、市長に問うという質問事項を行います。

生きづらさや困難を抱えた子どもと家庭を支援するために、各学校にスクールカウンセラーが配置され、専門的な援助を行っているが、もう少し利用しやすいものにできないかと考えております。

現在、学校内でカウンセリングが行われているが、子どもに秘密で相談したい親は学校には行きにくい、また相談していることを学校内で知られたくない子どももいる。学校から離れた場所での実施を考えられないのか。土曜日、日曜日の実施はできないのか。利用しやすくするためにどのような工夫をしているのか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、山下議員の質問にお答えをいたします。

生活保護制度につきましては、厚生労働大臣の諮問機関であります社会保障審議会の特別部会において審議をされ、社会保障制度改革推進法の附則第2条において見直しを行うこととされたところであります。

その内容は、不正・不適正受給対策の強化、生活扶助・医療費扶助の給付水準の適正化、生活保護受給者の就労・自立の促進を行うこととされております。

このうち、生活保護基準の見直しにつきましては、平成25年度8月から3カ年をかけて段階的に行われ、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整、平成20年の見直し以降の物価の動向の勘案、必要な激変緩和措置の実施を考慮して行うこととされております。

現在、厚生労働省において検討されておりました、基準額についてはおって県を通じて通知があるわけでありましたが、生活保護制度をはじめ介護保険制度と生活困窮者に影響する国の制度は31あるわけでありましたが、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考えとされております。

いずれにしましても、生活に困窮し、支援が必要な方々へ生活保護費をはじめ住宅手当緊急特別措置制度など、さまざまな制度で対応することとして、民生委員組織や各部局間の連携を密にしながら、要援護者の早期発見に努め支援をしていきたいというふうに考えております。

あとの問題につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） スクールカウンセラー配置事業についてでございますけれども、現在、スクールカウンセラーにつきましては、市内に9名配置をされておる



ところでございます。中学校が8と小学校1でございます。このスクールカウンセラーにつきましては、県のスクールカウンセラー配置事業に基づいて県費で配置されておる、いわゆる臨床心理士の専門家でございます。基本的には、学校の教育課程の中でいわゆる学校がある日に必要な児童生徒へのカウンセリング、それから教職員、保護者等へのカウンセリングや指導の助言、あるいはカウンセリングマインドというふうに言われますけれども、そういう教育現場での実践、研修でのいわゆる講師としての指導、それからいろんな事例がありますので、そのカウンセリング等に関する情報の提供、関係機関の情報収集等を行うのが主な業務でございます。

具体的に、その利用しやすいものということでございますけれども、カウンセラーをできるだけ有効に活用していただくための工夫として、一つは、中学校にいわゆる拠点校として配置をしておりますけれども、中学校区内にある小学校へも要請に応じて小・中連携の中でカウンセリング、相談活動をしていただいております。あわせて相談しやすい体制をつくるために、カウンセラーを中心とした校内組織等も体制としてつくっておるところでございます。

具体的な相談の時間とか、あるいは場所とか、そういう部分につきましては、子どもや保護者、先ほど御指摘いただいたようなところを十分その意向を尊重しながら、設定しながら進めておるところでございます。

また、カウンセラーにつきましては、いわゆるいつでも相談に来てくださいよというような形で文書によるお便りを月1回出しておるといような、そういうカウンセラーもあるわけですが、いろんな形で利用しやすい、そういう形の配慮をしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 生活保護の関連から再質問をさせていただきます。

当局からいただきました資料によりますと、宍粟市において生活保護を受けておられる人は平成23年度で98世帯、136人となっております。そのうち高齢者の世帯が44世帯で利用世帯の半数近くを占め、少ない年金では暮らしていけないということがわかります。また、障がいを持っておられる方の世帯が15世帯、母子家庭が5世帯であり、高齢者の世帯を加えると65%となります。働きたくても働けない人たちが多くを占めておられるということがわかります。

宍粟市の生活保護の利用率は平成23年度で0.7%程度であり、平成22年度の日本の生活保護の利用率の1.6%と比較すると低い利用率となっております。この日本の利用率もドイツ9.7%、フランス5.7%など、諸外国と比べると大変低いものであ

るのですが、このような状況でありますのに、安倍内閣は3年間で670億円の生活扶助基準を削減すると決定し、削減幅は平均6.5%、最大10%も引き下げられます。ますます利用しにくい制度となります。また、これによって受給額が減る世帯は96%にのぼるとも言われております。宍粟市の生活保護を必要とする人たちの生活をこれからどのように守っていかうと考えておられるのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 具体的なことは担当部長がお答えをいたしますが、先ほど申し上げましたように、そうした方々はできるだけ早期発見に努めているということで努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

○健康福祉部長（浅田雅昭君） 宍粟市の生活保護の動向といたしましては、今議員がおっしゃいましたように、平成23年度では平均でそういう状況になっております。率で申しますと0.4%の保護率でございます。いずれにいたしましても、生活に困窮されている方々等々につきましては、いろんな民生委員さんをはじめ、当然職員、いろんな体制でもって相談業務に当たっておりますので、いろんな機会を捉えまして、いろんな御相談をさせていただいて、具体のそれぞれの適切な支援を図っていききたいなと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） その早期発見と先ほど市長が言われましたことに関連して質問させていただきたいと思うんですけれども、今、生活保護基準以下で暮らしておられる人たちが制度を利用している割合は平成22年度の調査によると、日本では15.3%から18%、ドイツは64.6%、フランス91.6%など、諸外国に比べて日本は低いという現状があります。

宍粟市におきましては、生活保護の基準以下で暮らしておられる世帯数は調査不可能であるため不明ということでもあります。宍粟市民の暮らしの実態が見えてきません。市長にお尋ねしたいんですけれども、この早期発見と先ほど言われたんですが、生活実態が不明であるというこの事実は放置できない問題であると思います。ここはどのように考えておられるのでしょうか。調査して生活保護の利用に繋がったり、生活の支援を行っていくべきではないのかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

か。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

○健康福祉部長（浅田雅昭君） 生活実態が不明ということ、それぞれ個々の所得の状況等々につきましては、いわゆる個人情報という観点もございますので、全てを生活保護担当のほうで把握するのは非常に難しいかなと思います。ただ、今お答えをさせていただきますけれども、いろんな機会を捉えての相談体制をとっております。例えば高齢者の世帯でありますと、実態把握等々で高齢者の家庭を訪問するか、当然障がいをお持ちの方々、あるいはその世帯についてはそれぞれ担当も、民生委員さん等々もかわりを持っていただく中で、それぞれ相談業務を行う中でいろんな生活保護制度以外にもそれぞれの制度を適用する中で支援をしていっておりますので、生活保護制度につきましては、いわゆる社会福祉法制度の最後のセーフティネットという制度でございますので、やはり他方、他施策も十分検討しながらトータル的に支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 市長にもう一度確認をしておきたいんですけれども、今回この生活保護が下がる、このことに対して市長はどのように認識しておられるのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これは全体としては下がるほうが多いわけですが、上がるのところもございます。そういうことで国の法律の中でそういうことが行われているわけでありまして、できるだけ多いことにこしたことはないわけですが、国の制度でありますから、我々としてはそれに基づいて執行していくということしかないというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは生活保護の基準額が下がるということで、それに基づいて執行していくしかないと言われたんですけれども、実際に市民の生活が大変になってくるんです。それを守っていくのが市長の役割ではないかと私は思っておりますので、再質問させていただきたいんですけれども、先日、当局からいただきました資料によりますと、平成25年1月末現在で宍粟市には住民税非課税世帯、これは世帯内の全員が住民税非課税者のみの世帯でありますけれども、その世帯が3,601世帯あって、全世帯数の25%を占めておられます。この住民税の非課税世帯

は生活保護基準と比較して決定されますので、生活後基準が下がれば、今まで無税だった人に税金が掛かってまいります。厚生労働省の資料によりますと、影響は平成26年度以降となっておりますが、大変な問題であります。全大阪生活と健康を守る会連合会作成の資料によりますと、夫婦と子ども2人、所得240万円のBさんの場合、生活保護基準10%の引き下げで住民税0円が2万7,945円になる可能性があるということです。

宍粟市では、先ほど示しましたように、3,601世帯が住民税非課税であります、どのような影響があるのでしょうか。住民税0円から幾らかの税金がかかってくる世帯、この世帯を想定しているのかどうか、市長にお尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めますが、わかりますか。具体的なことなんで。

それでは、健康福祉部長、浅田雅昭君。

○健康福祉部長（浅田雅昭君） 生活保護基準の中でも今回の見直しにつきましては、生活扶助費の見直しでございます。いわゆる議員おっしゃいましたように、この生活扶助費につきましては、全国消費実態等を勘案する中で、その格差があるということで今回見直しということになっております。

ただ、おっしゃいましたように、これによりまして、ほかのいろんな福祉制度を含めてあるわけですが、国の考え方につきましては、できる限り影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とするということの報告はいただいております。したがって、今回、生活扶助費の見直しが行われましたけれども、実際に住民税の非課税限度額がどうなるかというのは、まだ決定がされておられません。やはり最終的にその具体的な住民税の非課税限度額がどうなるかということも勘案する中で対応をしていくこととなろうかと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この住民税が非課税でなくなると、医療や福祉の負担が増えてまいります。医療費の自己負担限度額、また障害者福祉のサービス料、保育料、この負担が増えてまいります。また、生活保護基準を目安にして利用要件が設定されている制度が利用できなくなります。就学援助や高校授業料の減免、生活福祉資金の貸し付け、国民健康保険税の減免、介護保険料・利用料の減免、公営住宅家賃の減免などが利用できなくなります。また、最低賃金の引き上げの理由がなくなって、引き下げの可能性も起こってまいります。もちろん最低保障年金をめぐる年金額にも影響してまいります。

市長は先ほど国の制度だというようなことをおっしゃいましたが、このような状況下、市長として市民の暮らしをどのように守っていかれるおつもりなのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げましたように、いろんな連携の中で相談等に応じながら、できるだけ早期にそうした支援ができる体制、こういったことをやっていくことが大事だろうというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 私たち日本共産党議員団は、今、市民生活を改善するためにアンケートをとっております。私は、市長部局もこのようにアンケートをとって住民の要求をお聞きになって改善していく必要があると思います。このアンケートの、まだ全部は集まっておりませんが、集計結果によりますと、非常に負担が重いとほとんどの方が答えておられるのが国民健康保険税、また介護保険料、そして上下水道料金、これらのものがあります。私は、これらの引き下げをして、市民の暮らしを守っていくべきであると思うのですが、どうお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めたいと思います。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 何でも安いということは、どなたも思われることでありますし、我々としてもできるだけ生活費は安くつくような、そういうことは望むわけがございます。そういったことの一つとして先般公平化を水道、下水についても図ってきたわけでありまして。あなた方は値上げだとおっしゃったわけですが、負担の公平化を図ったわけですから、そういうことの中で負担の公平ができたわけですから、これからについては、今おっしゃるような下げる方向にできるだけ合理化を図りながらやっていくと、これは当たり前なことだろうと思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 市長に一つ伝えておきたいんですけども、今、私たち市民はできる限り生活が安くつくということを望んでおりません。人間らしく生きていくということを望んでいるのだということ、その視点に立って政策を考えていただきたいと思います。できたら、本当にこの宍粟市内を歩いていただきたい。高齢者の生活や障害者の生活がどんな状況であるか見ていただきたい。私はそのように市長に思います。いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 私もあらゆる立場から私の近く等もいろんな場合を見てきております。そういう中で、今、安くつくのが私たちは望んでおらないとおっしゃったが、常にそういったことをおっしゃっているわけでありまして。例えば高齢者の方が一番生きがいなのは何かというのと、楽しく遊べるということではなしに、自分が家族の中で、地域の中でいかに役立っているかと、こういったことが一番大事だということもあるわけですし、実際、そういうことを言われている方もあります。家の中で若い者は何もせんから、わしがやっちゃらいかんのだということ草むしりしたり、ぶつぶつ言いながらされているけれども、その人自身は張り切って生きがいを持っていらっしゃると、こういうことが大事なのかなあというふうにも思います。そういうことで、今、何でも安くなりゃいいということではないとおっしゃったが、それはそのとおり正しいというふうに私は思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） では、次、スクールカウンセラーの質問について、再質問をさせていただきます。

スクールカウンセラーを必要とする子どもたちや家庭が増え、臨床心理士の資格を持った経験を積まれた心理士さんによる、よい援助が行われていると思っております。それで救われたと言われる方も実際にたくさんいらっしゃいます。私はこのよい制度をより活用しやすい、より役に立つものにできないものかと考えております。

今、生活上の困難を抱えた子どもさんや御家庭が増えてきております。それは学校の先生だけでは負いきれない問題となっているように私は思います。いじめの問題、虐待の問題、親の経済的な不安感の問題、具体的には給食費の未納問題などあります。また、発達障害を抱える子どもたちに対する適切な支援をしていくためにはどうすればよいかという問題、不登校の問題など、学校の中だけでは解決できない問題が本当に山積みされております。特にようやく社会的な問題となってまいりましたいじめ、このいじめの被害者はその後の人生を変えてしまうような心の傷を受け、大人になっても恐怖で社会に出られない後遺症に苦しんでおられます。宍粟市におきましても、学校時代にいじめに遭い、その子どもさんに合った的確な援助がなされず、人間不信となり、引きこもりがちになっておられる方が多くおられます。本気で考え、生きづらくなる人をつくらない一刻も早い努力が必要であると私は思います。

そこで、私は提案したいと思うのですが、スクールソーシャルワーカー活用事業

と今ありますスクールカウンセラー配置事業を組み合わせてチームを組んでもらえば、より役に立ち利用しやすいものになるのではないかと考えております。

御存じだとは思いますが、このスクールソーシャルワーカー活用事業は、平成20年に国の補助金が出るようになりました。人件費の3分の1が国から出ます。ソーシャルワーカーは社会福祉士の資格を持つ福祉の相談員ですが、市に教育相談室を置いて、そこから地域に、家庭に、学校にというふうに出向いてもらい、子どもの環境の改善を図ってもらいます。スクールカウンセラーさんは直接地域や家庭には出向けませんので、学校で情報を交換し合ってもらいます。

先ほど教育長が現場を知っている教師が現場で解決していくというふうにおっしゃられましたが、今、それが無理であるほど現場の状況は複雑化してきております。また、先ほど教育長は、学校現場をサポートする体制を協力してつくっていきたくとも言われております。この私のスクールソーシャルワーカー活用事業とスクールカウンセラー配置事業を組み合わせるといふ提案をどのように考えられますか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） スクールカウンセラーにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、このスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとを組み合わせるといふ部分につきましては、いわゆるスクールカウンセラーの県における実施要綱等もございますので、そういう部分とどういう形で整合がとれるのか、あるいは設置要綱に沿うのかという部分につきましては、今後研究をしていきたいと思っております。

それから、今御指摘いただいたように、確かに学校の先生だけではなかなか対応できない非常に複雑な課題が出てきておるといふことも事実でございます。このスクールカウンセラーにつきましては、非常にニーズが高い部分がございます。今御指摘いただいたように、非常に臨床心理士の専門的なカウンセリングの中で解決したという、そういう事例もたくさんございますので、今後とも十分学校、教育委員会、スクールカウンセラーと連携をとりながら、現場の先生で解決できる部分につきましては解決していくわけですが、あわせて専門的な知見の中で解決を図るような、そういう相談体制をつくっていきたくと考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど私が言いましたスクールソーシャルワーカー活用事業、これは地域によりましては非常に大きな成果を上げております。この宍粟市に

においてスクールソーシャルワーカーを導入しようと考えられるのかどうか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） この部分につきましては、今後少し研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） すみません、生活保護のところでちょっと質問を抜けておりましたので、させていただきます。

生活保護基準の引き下げによります影響についてなんですが、今、市の権限でできる減免の制度が31事業あるというふうに市長おっしゃいましたが、これがそのまま維持されていくのかどうか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

○健康福祉部長（浅田雅昭君） 先ほど市長答弁の中で制度が31と申し上げましたが、これは国の制度でございます。国の中での制度が31制度あるということでございますので、ただ、当然、その中で国の制度を引っ張った中で福祉制度等がありますから、当然議員が御質問の中で非課税限度額云々ということがございました。それにつきましては、まだ決定がされておられませんので、今現在の額になるのか、それは今後のことになりますから、その動向を見た中で検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） お話しされていることはわかりましたが、それを維持しようと考えておられるのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

○健康福祉部長（浅田雅昭君） いわゆる議員御存じのように福祉制度は国の制度にのっとった中で運用がされております。ですから、当然国の制度が変われば必然的に変わるものもございますので、市単独事業については市単独の判断になろうかと思っておりますけれども、いわゆる国と連動する部分については連動していくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほどおっしゃられた部分におきましても、市長の判断に任される部分もたくさんあると思いますので、市長はどのようにお考えなのか、お



答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、部長もお答えしましたが、国の制度に基づいているんなことをやっているわけでありまして。そういうことで、国の制度が変われば幾分変わってくるというところもあります。できるだけ市民の生活が潤うようにということについては変わりはございません。

○議長（岡田初雄君） 以上で、13番、山下由美議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、岩蔭昭美議員。

○8番（岩蔭昭美君） 8番、岩蔭でございます。市長も私たち議員も4年間の任期満了を目前に、その職責の果たし方について主権者在民の評価をまさに受けようとしております。田路市政については同僚の議員の方々からもいろいろなことが述べられてまいりました。私は田路市政の4年間の主観を申し上げて、締めくくりならではの質問をしたいと考えております。

ここに御存じのとおり市長の公約されましたポスターがございます。「改革断行、住民目線の市政を必ずやります」という力強い言葉とともに、このような例示があります。住民と行政の信頼回復確立のルールをつくります。財政は760億円の借金です。行財政改革断行の必要があります。情報開示を徹底します。し尿券不正1,600万円で行政不信が募っております。ほかにも市長として実行したいと思われることがいろいろと書かれております。

もとより政治情勢の世界というのは、時々刻々と変化をし、時には外的環境が劇的に変わることもあり、4年間の本市の状況といえども同様であります。しかしながら、けじめ、決着を図ることを優先しなきゃならんと言うという、こういうものもあるわけございまして、行政ならずとも責任ある職責にある者の務めでありませぬ。

そうした中であって、田路市長は住民と行政の信頼確立のルールづくりの土俵として自治基本条例、コンプライアンス条例制定に基づく施策の数々を実現されてまいりました。また、懸案の起債残高にも意を尽くされまして、残高の縮減、基金の積み増し、実質公債比率の低下など、徐々にではありますけれども、着実に夕張市や篠山市状態への危険な道への是正に努力をされたと評価をいたします。私は田路市長は総合的に見て誠実に公約に取り組まれたとの所感を述べさせていただきたいと思っております。

しかし、一方で、私は行財政改革の本丸である改革断行にはほど遠いレベルにあ

ると思慮いたします。何となれば、民間給与に準拠すべき公務員給与の官民格差、官の厚遇の是正がなされていないとの批判、住民目線は的を得ております。入所来国家公務員の退職金15%削減、給与カットに地方公務員も準拠してもらいたいという国の求めに対しまして、おのこの自治体の対応が表面化しております。いずれ本市においても避けて通れない課題ではありますが、質問時間の制約もありますので、退職金削減に絞り具体的にお尋ねをしてみたいと思います。

市長をはじめとする特別職及び一般職員の退職金水準是正に関する市長の基本認識はどのようなものでありましょうか。

また、4年の任期ごとに支給される特別職の退職金の額について、情報開示が今までなされてきておりませんが、なぜ公表されないのでしょうか。市長はこの公約において、御自身の退職金の水準が高過ぎるとの御認識であったんだと思うんですけども、自らこの退職金を半分にされるということを言われております。いつ、どのような形で削減がなされるのか、住民に明らかにされる時期と考えますが、御所見をお尋ねいたします。

次に、し尿券不正に係る公金損害賠償について、その結果の情報開示と最終責任の明確化について、市長並びに当不正問題の発覚時の担当部長であり、当不正解明に関する庁内チームの責任者でもあった副市長に見解を承りたいと思います。

住民は独立した第三者委員会の調査報告に基づく賠償の進展結果報告が情報公開されるべきものと受けとめておりますけれども、その後、2年余にわたり何らの開示がなされていません。行政として不誠実な対応と考えますが、まず、この不開示、ナシのつぶての理由を承りたいと思います。

公金の回復、すなわち穴埋めされた賠償額は穴埋めに協力した人の氏名とあわせ公表開示すべきが公の立場の筋合いと考えますが、どうですか。氏名及び穴埋めされた賠償額が示されるか否か承りたいと思います。

次に、仮に公金の棄損額と決定されている1,520万円に賠償額が達しなかった場合、実質的な住民被害額の確定はいつ、誰が決定するのですか。その方法をあわせてお尋ねいたします。

加えて、現時点における未賠償の公金棄損額は幾らで、どのような会計処理がなされているかをお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 岩路昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、岩路議員の一般質問についてお答えをいたします。

厳しい民間の経営状態を反映した給与制度は安定した公務員に対する厚遇であるとの意見があることは承知をいたしております。

宍粟市の特別職並びに一般職員の退職金は、兵庫県内の19市12町等で構成する兵庫県市町村職員退職手当組合の規定により支給されることとなっており、その内容は国の人事院勧告の内容を基本に決定をしているところであります。

しかしながら、民間の支給状況との格差が指摘され、国においては平均で約400万円の差があるとして、経過措置を設けて減額されることとなっております。このことを受けまして、兵庫県の退職手当組合におきましても、平成25年4月1日から以降の退職者より引き下げることとなっております。

次に、特別職の支給額の公表につきましては、宍粟市の給与、定員管理等についての項目で、退職手当組合の規定内容等を市のホームページで公表をいたしております。

次に、私の退職金の半減につきましては、これは以前の一般質問があったときにもお答えをいたしました。これにつきましては退職手当組合で全員で決定しなければ制度としてはなかなか難しいということでございます。そういったことで私の政治的なことがなくなった時点において返還をしていきたい。いや、それではだめだということなのかどうかわかりませんが、出た時点で会計室に保管をお願いをしようというふうに思っているところであります。

いずれにしましても、国の方針に基づく退職手当組合の規定に沿って是正をしていくことが市民や職員の理解を得る方法であるというふう認識をしております。

次に、し尿処理の不正問題についての御質問ですが、まず最初に、公金の棄損額1,500万円のうち市民への回復額は現時点で幾らかとの質問につきましては、明確な損害額を算定することは困難である中ではありますが、司法が判断した賠償金や協力金等、合計で1,000万円を収入をいたしております。率にいたしますと、ざっと70%ということになります。

次に、収入額等の公表につきましては、司法が判断したものにつきましては、公表はできるわけですが、それ以外につきましては、非常に微妙なところがございます。そういったことで協力でありますとか、あるいは寄附でありますとか、そういった理解がそれぞれ異なっておりますので、弁償金と判断するのが適切か不適切であるかということが非常に難しいわけがあります。回復額として一つ一つ公表するのは非常に難しいというふうに考えております。

次に、会計処理につきましては、損害額を確定して弁償額を整理したものではな

いということのため、協力いただいた時点で公金として収入をいたしているところ  
であります。

また、損害額の確定等につきましては、これまでの市民委員会による調査でも特  
定は困難であり、今後においても確定は困難というふうに思っているところであ  
ります。なお、この件につきましては、弁護士の見解としても一定の回復が図られた  
としても、やむを得ないとの意見もいただいているところでもあります。

今後におきましては、再発の防止に向け、全ての業務について適正な公金管理に  
努めることにより、市民の信頼を回復することが重要であるというふうに考えてお  
ります。

また、コンプライアンス委員会等も設けまして、定期的にそうした会議、そして  
また、民間の方も加えた委員会等もつくりながら、今後におけるこうしたことのな  
いように努めているところでもあります。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御指摘いただきましたように、発覚時の担当部長でござい  
ました。その立場からもやはり市民委員会、第三者委員会で解決の方法を示してい  
ただきましたので、それに私自身も従いましたし、皆さんも従っていただきた  
いという思いは強いものがございます。しかしながら、市長が申し上げいましたよ  
うに、法とそれに準じた行政判断が必要でございますので、今答弁されたことに私  
も同意をいたしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） それぞれ答弁をいただきました。わずか20分しかない時間  
でございますので、できるだけ議論を深めたいと思っています。

私が今、尋ねました二つの質問というのは、議員誰しも答弁を聞きたいと日ごろ  
から思っていたことなんです。しかしながら、皆さんどなたも紳士淑女でございま  
す。大変遠慮ばかりされておりますので、私はあいにく紳士ではありませんし、こ  
の二つの問題は他の4年間の市政の評価、所感というものとは違いまして、一定  
の時間の中で特に市長も私どももそうですが、任期の中で決着を図るべき、きち  
っと結論を出すべき筋合いのものであろうという観点から、聞きにくいこと  
でございますけれども、あえて再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、退職金の問題の市長の基本的な認識については、民間に準拠して地方公務  
員の退職金の問題も厚遇という批判があるというのは承知しているということで  
ございますけれども、私が聞きたいのはそういう一般的なことではなくって、特に申

し上げているのは、この任期に限って一つのけじめをつけたいと思っていますのは、退職金でも特に特別職の退職金という問題に焦点を合わせたいと、こういうように思います。

そういうことで、非常勤の特別職の退職金の水準というものに対しては、一般的な批判ということではなくって、どのような御認識でいらっしゃるか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 高いか安いかということは私にもはっきりはわかりませんが、一般的に見れば4年間ということですから、幾分か高いのかなと。リスクというものが非常に高いリスクがあるわけですが、そういったことを含めても幾らか高いのかなと、そんなことも思って今おっしゃったようなこともあったわけですが、そういうふうには思っております。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） そういうような基本認識を持っておられるんじゃないかなと思いますのは、市長がこの公約の中で自らの退職金を半分にといいことを言われたというのは、そういうような基本認識を特別職に関してはお持ちじゃないかと。

一般職に関しましては、退手組合云々ということもありますし、組合との交渉の大きなものでございますので、今ここで踏み込んでいこうとは思いません。30年、40年働かれた方の退職金と4年を任期とする特別職の退職金というのは、おのずとその性格が異なるわけでございますので、この金額をどう住民が思うかということ、住民としては非常に知りたいところでございます。ところが、その退職金の公表をなぜなされないんですかと言いましたら、退手組合の規約、これについて、あるいは退職金の算定についての算式というのは市のホームページにあると、こういうことなんです。なるほど退手組合の規約等があります。それによりますと、そこにはちゃんと書いてあります。しかし、市民や住民が知りたいのは、金額として概ねどうなんやなあと、市長は市長の任期の退職金組合1,700万円を半分にしますって、ああ市長1,700万円かなと、こういうように思っているにすぎないんです。この市のホームページに掲載されています算式で見ますと、これが市長も副市長も教育長も全て4年、48カ月を務められたという前提に立っての試算にすぎないわけですが、試算しますと、市長の場合は1,849万9,200円、副市長の場合912万円、教育長の場合は608万2,800円というような試算が出ます。

問題は、この4年間における、これ一般職の話ではないですよ、特別職の4年間、1期の48カ月のこの退職金の水準というのは、市長の1,800万何がしというのは住民から見てどう感じるか。あるいは副市長は、教育長はと、これが大事なんですね。これが情報公開を徹底しますということの意味合いなんです。こら安過ぎるがな、もっとえらい目しとってんで、もっと上げたらいいかんがなという声が出るのか、ええ、そうかいな、初めて知ったというようなことでは、これはよろしくない。市のホームページに掲げてあるから、そうだというようなもので言うべき筋合いでは僕は選挙で選ばれている首長の、市長の発言としてはいかなものかなと、僕自身は疑問に思う。

だから、この金額、それぞれホームページあるいは市の広報紙に、この1期4年間でこういう特別職の退職金を支払うことになりましたということを明らかにされる姿勢が大事じゃないかと思って、なぜ公表されないんですかと言っているんですね。これに対してひとつ御答弁ください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 私は先ほど見せていただいたビラにも書いておりますし、今、言いましたようにホームページにも公表しているわけでありまして。それとともに、職員の給与から特別職の給与からボーナスから、全て公表いたしておりますので、あえてこれでどうや、そこまで必要なのかなあということで、一応そうしたことについては公表をいたしておるといふつもりであります。

それから、特別職につきましても、これ退職手当組合の議会というものがあることであります。一般職もあるわけですが、そうしたこともつけ加えておきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 少し御説明をさせていただきたいと思っております。市長が申されましたホームページで公表しておるといふことについては、非常に欄も小さくて、字も小さいんですが、私、現物のコピーを持っておるんですが、宍粟市の給与・定員管理等についてということで、毎年公表いたしております。その中の、また後で御覧いただきたいんですが、8ページ、6番に特別職の公表は非常に大切でございまして、報酬等ということで、給料単価も88万、市長の場合ですけども、それから期末手当も3.85カ月、そしてただいま議論されています退職手当、これもきちっと算式、金額を明記しております。給料月額掛ける退職月数、いわゆる48月掛ける100分の41ということで、1期当たりの手当額1,731万8,400円ということで、

とりあえず明記をさせていただいておりますので、そういうこともお含みの中で御検討願いたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） それは、どこにですか。住民にわかるように出ておるんですね。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） はい、全ての市民の方が御覧いただけるホームページで掲載をしております。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） ホームページというのは、どこの家庭にも見られるんですか。機器のないところは見れませんよね。市の広報紙はどこにも配りますよね。だから、情報が徹底してやっているつもりだとおっしゃるのなら、そういうように変えられたらどうですか。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 紙面の関係で平均でございますが、給与関係の広報にも全て載せております。ただ、支給の現状がございまして、支給された場合については市長の給料も全て出しておりますので、任期が来られて、支給される場合については当然掲載する予定でございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 退手組合のことについて、ふだんはなかなか御説明いただけないんですけども、たまたま議論の場に乗ってまして、市長も退手組合のことをおっしゃいました。市長は副議長という立場で財産区のヘッドをなされている。だから、自分たちが加わったその議会で退手組合のもろもろが決められておるわけであって、それはそのとおりであろうと思います。しかし、これは退手組合の中で個人個人のことについて、私がどうこうすることができないというようなことを言われましたけども、退手組合のどこの規約を見ても、そんなもん私は退職金を半減しますということに対しては、いけないというようなことはどこにも書いてないです。しかし、1,700万円を半分にしますとおっしゃったのは、まさしくこの任期を終わろうとされていますその前に市長が就任時に約束されたこと。だから、終わろうとしている今にその半分にしますということについて、どういう決着をなさるか、はっきりとした意思表示をされる時期ではないですかということを行っている。

だから、自分がそういう公職をなくなった時点に処理するんだということで、そ

れで住民が、ああそれでいいやと思われるならそれでいいです。だから半分にし  
ますと言うたことの、その実行はいつ、誰がどういうふうにするのかということなん  
ですね。これはね、こんなこと言っちゃ悪ですけど、市長ね、自ら決定されて、自  
らがそういう態度をきちっと表明されないと、半分にするなんてことは、そういう  
政治的な決断ができる人でないと、誰もできないんです、市長以外は。だから、市  
長、住民の前にきちっと態度を表明されたいかがですかということをお願いして  
いる。されるのかされないのかですね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これは先ほど申し上げましたとおりであります。途中でとい  
うことになりますと、これは公職選挙法とかいろいろひっかかりますので。そして  
また、私の次に対する公約の検証の中でも明らかにしたいというふうに思ってお  
ります。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） 確認します。それは自分の退職金問題については住民に明ら  
かにするのは市長としての任期を終わられた後にすると、時期はそういう時期だ  
ということですね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 時期については、先ほど申し上げましたように、政治的な立  
場がなくなった時点でないと、なかなかできませんので、これは条例というわけに  
もいきませんし、そのことは御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） なかなかその政治的な立場がなくなった時期ということにな  
ると、これまた微妙な話でございますので、これ以上詰めようがない。しかしなが  
ら、僕が申し上げたいのは、いろいろ公約をされたことについて、誠実に私はよく  
やっておられたと思うんだけど、こういう自分でしか決められない、自分の言動  
に対して住民がまたそれを見ているときには、やはりわかるようにきちっと説明な  
さるのが一つの責任だろうと、こういうことを申し上げたいと思います。

それから、し尿券の不正なんですけど、もう時間がないので、なかなか申しわけな  
いんですけど、一つ確認したいんですけど、この損害額、いろいろ言われた中で、委員  
会が1,520万円あるいは1,500万円と言ったことについて、市はこれは住民の損害に  
なる公金の棄損だということはお認めになりましたね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。



○市長（田路 勝君） これについてもいろいろ議論があるわけでもございます。委員会として、また議会として調査されたのは期間が限定をされております。いつからかというものはっきりはしておりませんし、なかなか確定がしにくい問題でもございます。それから、誤差という問題が0.何%あるのか、それもわからないところでありますが、そういったことから、公金の棄損額1,500万円掛ける90%ぐらいがというような形で補填の計算をしたところでありまして、そうした中で約7割の収入を納めているということでございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 長い時間と、長い間における投じられたこの解明に対する費用というのは莫大なものですね。結局、その決着というものがうやむやに先延ばしされるようでは、やはりまさしく新聞報道で指摘をされてますように、それがいわゆる法的な民法における賠償責任だというようなことは言われている中で、最終的に住民の税金で穴埋めという結果になるならば、批判は免れないだろうというのはまさしく第三者の目としても正しいし、住民もそうだと思う。

じゃあ、しからば、8掛けでも9掛けでもいいですけども、その費用をかけてやったその損害金、いわゆる賠償責任だと言われた額についての最終的な額というのは、誰が決定して、住民の税金で穴埋めする額はいつ、誰か決定するんですか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 税金で穴埋めというのはどういう意味ですか。調査に費用を要したということですか。

○議長（岡田初雄君） 反問ですか。

8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） それはね、いろいろな試算の仕方あるけども、最終的に1,500万円というのは、し尿券の収入不足になった欠損なんですね。まさしくこれはいわゆる住民がこうむった損害なんです。だからこそ委員会は最終的に、これは懲戒等による穴埋めというんじゃないくて、民法上の賠償責任に当たるんだということをはっきり言うておる。それを市は認めてこの委員会の報告を受けて、それに対して対応したんですから。

○議長（岡田初雄君） 反問ですんで、答えてください。

○8番（岩露昭美君） 反問ですか。そういう意味です。だから、委員会がそう言ったことを受けたんでしょう。それを住民にやるやっておるじゃないですか、目を追

って。

○議長（岡田初雄君） 反問ですので、答弁を。

○8番（岩薨昭美君） だから、一定委員会が出した、その後全員協議会に平成22年11月に説明をされた。平成23年2月には市長がコメントを出された。こういうことの結果としてなってる1,500万円ですね。これ住民の損害じゃないんですか。住民が損失を受けたからこそ、委員会は賠償責任を言っているんです。そういう金額です。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そういう金額が出たわけですから、できるだけそれを補填をしようということで、任意という形でもありますし、裁判によって確定したものについては、正式なことで返還を求めたということでもあります。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薨昭美議員。

○8番（岩薨昭美君） 現時点におけるその求めた額に対して何ぼが入って、1,500万円にどれだけ埋まったかということの結果公表というのはいつなされますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これも議会という場で今申し上げておるわけですが、私個人的にも公約等の中でそういうことも申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薨昭美議員。

○8番（岩薨昭美君） そうなりますと、その1,500万円と市が想定したその金額に結果的に埋まらなかったものに対する最終的ないわゆる決算上の処理というのはどうなんですか。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 決算上の処理ということにつきましては、まず1,500万円自体、先ほど申しましたように調定をしたものではございません。したがって、収入未済額とかそういうものではなくて、先ほど説明がありましたように、入ったときに協力を得られた額を歳入すると、通常の歳入と同じように考えておりますので、未収入額が幾らというふうな財務上の債権になるわけではございません。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薨昭美議員。時間が参っておりますので、短くお願いします。

○8番（岩薨昭美君） 今の話について、そうしますと、公会計上、市が持っている

債権として計上しているんじゃない。何か知らんけども、誰かの名前で賠償責任をひとつ協力してくださいと、その金が入ってきた段階で収入してくるといような、そういう公会計上の処理のあり方というのは、これはおかしいんじゃないですか。そういうことをしていると、まさしく井勘定になる。

○議長（岡田初雄君） 短くお願いします。

○8番（岩薮昭美君） そうなりませんか。じゃあ、この問題はなかなか決着しないなあと。いよいよ損害額の確定、穴のあいた確定というのは、最終的にはやれないし、やらないということなのかなんですかね。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） まず債権の関係でございますが、市長が申されましたように、もともと法律上で決定された額ではございません。委員会からの報告があったのは3,000万円であるとか、誤差の枚数であるとか、いろんなことがございました。ただ、意見としては1,500万円というのが出ておるのは確かでございます。その中で損害賠償ではなしに、それぞれいろんな形で協力が願えないかということで依頼されたのが協力金でございまして、先ほどありましたように裁判で決定した1名の額以外については、それぞれの納付された方が寄附の気持ちがあったり、また場合によっては弁償の気持ちがあったかもしれません。そういうことで協力いただいた時点での調定をいたしまして歳入できておると。いわゆる入ったときに調定をするという処理で会計上問題がないというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、8番、岩薮昭美議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 3番、木藤幹雄でございます。休憩の後というふうに考えておりましたので。議長の許可がありましたので、通告書に従い3点につきまして一般質問をいたします。

質問に入る前に、市長はじめ市の幹部職員の皆様、そして同僚議員の皆様一言お礼を申し上げます。町会議員2期、市会議員2期、通算4期、13年8カ月の議員生活を終わりにしたいと決断をいたしました。13年8カ月にわたる議員生活を何事もなく無事終えることができますことは、市長はじめ市幹部職員の皆様、そして同僚議員の皆様の温かい御協力のおかげであります。この場をお借りしまして、心から熱くお礼を申します。ありがとうございました。

それでは、質問に入ります。

まず1点目、差別解消に向けた隣保館の建設について、お尋ねをいたします。

平成23年第27回定例会でお尋ねをいたしました。同じ質問をいたします。同和地区への偏見や差別意識は基本的人権を奪い、次の世代を担う子どもたちを不幸にしております。しかし、偏見や差別意識を持った人たちが宍粟市にはたくさんおられます。一方、部落解放同盟は人権施策の充実、人権施策推進計画の推進を強力に求めてまいりました。市長は、部落差別の解消は市の重要課題であり、今なお残る差別の解消に向けて本気で取り組んでいくと明言されております。しかし、今なお不動産にかかわる問い合わせ事象、地名にかかわる問い合わせ事象、結婚、就職差別は根強く残っております。

そこで、私たちは部落差別解消の拠点施設、隣保館の建設を強力に要求をしてまいりました。御承知のとおり、隣保館は同和地区と一般地域住民の福祉の向上や人権啓発のための交流施設と位置づけ、部落差別の解消に繋がるものと確信をいたしております。市長は、国・県の補助を受け建設する意思がおりなのかどうか、再度お尋ねをいたします。

ちなみに、市長肝いりで城下地域において、県下で初めて取り組まれました広域隣保事業の成果についてもお尋ねをいたします。

2点目に入ります。

これも以前一般質問でいたしておりますが、再度質問をいたします。

音水国有林スギの天然遺伝資源林の観光資源としての活用について、お尋ねをいたします。この質問についても2回目でありますので、現在までの推進の状況を踏まえて具体的に答弁をいただきたいと思っております。

音水国有林のスギの天然遺伝資源林を観光資源としての活用はもちろんのこと、学術的にも価値があるのでまちづくり推進部、環境観光課、教育委員会と連携を持って生かす方法は考えられませんか。また、中学生のトライやる・ウィークにも入っておりますが、担当部長のお考えをお尋ねします。

3点目、これも再度質問させていただきます。

空き缶・空き瓶等ポイ捨て防止条例の活用について、お尋ねをいたします。

空き缶・空き瓶ポイ捨て防止条例制定後も一向に減らないポイ捨て、おこがましいことを言いますが、私は13年間、自治会内の路肩、河川の堤防、公園等の草刈り、空き瓶拾いを通年実施してまいりました。これは自分が好きでやっておるんで、恩に着せるつもりはございません。しかし、いまだに絶えないポイ捨てをする人たちの気持ちが私はわかりません。市において、今後、強い姿勢で条例の広報活動とか、

徹底した指導をすることを求めたいというふうに思います。

これにつきましては、前にも答弁いただきましたが、自治会とか、いろんな団体を通じてお願いをしておるといような通り一辺倒な答弁ではなしに、担当部長の決意のほどをお伺いして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、一般質問につきましてお答えをする前に、木藤議員には町政進展、そして市政進展のために長年にわたって御努力いただいたことに敬意を、そしてまた感謝を申し上げます。

それでは、お答えを申し上げます。

まず、隣保館の建設についてでございますが、これについては以前からも質問がございまして、そのたびに私も回答をしているわけでありましたが、この対策につきましては、かつて旧町時代に隣保館をとるか、それから研修施設をとるかというようなことがございまして、現在の施設ができ上がっていると、そういうことを考えまして、市としては新たな施設については考えてはおりません。

そうした中で、第2種社会福祉事業施設であります隣保館につきましては、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のため、各種事業を総合的に行う施設ということで、ほかの県とか市とかにおきましてもいろいろ閉鎖されているところもあれば、非常に活発に活動されているところ、そういったいろいろあるわけですが、こうした内容につきましての重要性というのは私も認識をしているところであります。

そういったことも踏まえて、城下のふれあいセンターを拠点として、いろんな活動をしておるところでございますが、地域の方々はもちろんであります、中には一宮町のほうからも参加をされている講座もあったように私も記憶しておりますし、非常に皆さん期待をして、いろんな形で、そしてまた地域の皆さんも協力体制がとれてきている状況でもございます。そういったことで、これは隣保館事業というよりも、こうした事業が幅広くほかの地域にも進展すれば、いろんな交流が生まれてくるのではないかなど、こんな思いも持っているところであります。

具体的な内容につきましては、担当部長のほうからお答えをいたします。

それから、音水の関係、それからごみの関係等につきまして、担当部長からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 私のほうからは、御質問のありました音水の林木遺伝資源の保存林のこれまでの活用、それと、今後の具体的な活用の検討の方向性についてお話をさせていただきます。

木藤議員お尋ねのとおり、宍粟市における第1級の森林資源であります、現在も宍粟50名山の一つであります波佐利山への登山客、その登山客がその雄大な眺望、あるいは姿に魅了をしておるところであります。管理をしていただいております森林管理署からも宍粟市の観光資源として広くPRし、多くの観光客に全国的にも貴重な保存林を体験してもらいたいというふうな好意的なありがたいお声もいただいております。

お話ありましたように、森林管理署では、昨年度から山崎西中学校のトライやる・ウィークに生徒たちを受け入れていただいております。生徒たちにも宍粟にこんなすごい森林資源があることを知ってもらいたく、活動中の森林巡視作業で同保存林とあわせまして音水溪谷イヌブナ植物物群落保護林も案内をいただいております。また、この4月には、森林管理署のほうで保存林の案内看板も新設をしていただく予定でもあります。

市といたしましても、音水保存林とあわせまして赤西溪谷の資源も含めて広く情報発信するとともに、間もなく策定をし、実施をいたします観光基本計画の中でもニューツーリズム、体験ツーリズムとして盛り込む計画をしておりますので、広く活用を進めたいというふうに思っております。

また、おっしゃるとおり同保存林は学術的な面におきましても、宍粟スギ、ヒノキ、トチノキの特別母樹林にあわせて指定をされております。全国的にも珍しく、その価値は非常に高いとされておるところであります。

市といたしましても、合併後の平成17年、18年に森と水の地球環境大学で環境学習の場として市民の方々にそれぞれ体験をしていただいた経緯もございます。したがって、「森とともに生きるまち宍粟」といたしましても、郷土の森林が果たす役割と重要性を若い世代に繋いでいく上で、大変貴重な環境教育資源と捉えております。市内の小・中学校に限らず、広く環境学習の場としても、今後活用も検討し、具体化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君）　続きまして、ごみのポイ捨て条例の活用について、お答えさせていただきます。

木藤議員さんの御指導によりまして、宍粟市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例は、市民・行政・事業者が協働でポイ捨て防止を行い、快適な生活環境を確保する目的で平成21年9月に制定したところであります。

制定後は市民への周知として市広報への掲載、チラシの配布を行い、ポイ捨て禁止ののぼり、看板を設置し、条例制定のPRを行うとともに、ポイ捨て防止の啓発を行ってきたところでございます。

環境美化につきましては、個人のモラル、マナーによるところが非常に大きく、各種イベント開催時にビラの配布、市広報紙に掲載するなど、啓発活動に取り組みたいと考えております。

また、パトロール等を強化しまして、警察等関係機関との連携のもとでごみのポイ捨て、不法投棄の防止に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡田初雄君）　健康福祉部長、浅田雅昭君。

○健康福祉部長（浅田雅昭君）　私のほうからは城下地域での広域隣保活動事業の成果について、お答えをさせていただきたいと思ひます。

議員御案内のように、名称としまして「いきいき地域づくり事業」という名称で、事業目的に沿って相談事業、地域交流事業、啓発広報事業や高齢者の見回り活動など、地域の繋がりに配慮しながら、それぞれ事業展開をしているところでございます。

平成24年度の事業実績としましては、2月末現在ではありますけれども、相談件数で92件、地域交流事業として九つの講座を持ってやっております。また、啓発広報活動につきましては、センターだよりの発行など五つの事業、地域福祉事業としまして健康づくり事業など三つの事業等々を実施をしております。

なお、この事業につきましては、平成22年10月から事業に取り組んでおり、年々その事業実施の成果が上がっていると思っておりますけれども、参加者の方々をはじめいろんな御意見もお聞きしながら、事業の充実に図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君）　3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君）　それでは、再質問をさせていただきます。

最前、市長のほうから隣保館の建設について、御答弁をいただきましたが、市長御承知のように、たびたび市長も耳にされていると思います。隣保館がないのは全国的に見ても宍粟市だけやと思う。ほかの市町村については大なり小なりの隣保館を持って交流事業、そういったものを中心にして差別の解消に向けて運動を展開されておる。なぜ宍粟市にそういった隣保館ができないのか。

最前も市長の答弁もありましたし、健康福祉部長のほうから地域いきいき事業、このこともございました。確かに県下で初めてそういった事業に取り組まれることは歓迎しております。しかし、真に部落と一般地域が解消に向けての交流事業がどれだけ実施されたか。それは私もわかりません。しかし、外部から様子を見ておりましたが、本当にそういった私が今言った目的で事業が実施されたのは、数少ないというふうに思うんです。ですから、隣保館のこの事業は代用品ではないんです。私が訴えとるんは。

それから、市長の答弁の中に、合併前に各町でそういった教育とか、それから福祉、そういったものを中心に施設を建てて取り組んできた経緯があると言われましたが、これは教育集会所の施設の問題だろうと思うんです。しかし、考えてみてください。教育集会所が建設当初からの活動が持続的にやられておるかどうか。今ほとんどやられておらないのが実態やないですか。そういったものを活用されるんだったら、私も何も言いません。隣保館にかわるものとしてやね、一般地域と交流を盛んにやって、宍粟市の中から差別をなくするんだという考え方やったら、同調するわけなんです。しかし、現状はそうではないでしょう。ですから、いきいき地域事業も大切です。やるなとは言いません。せっかく担当部長言われるように一生懸命取り組んでおられるんだから、だからこれも続けてほしいと思いますけども、私が言いますのは、代替にはならないということです、隣保館の。ですから、何とか隣保館をつくっていただいて、何も高価なものをつくってくださいと言っておりません。市内に1カ所だけでいいんですから、建設していただいて、そこに担当の要員を1名でも配置して、その人を中心に年間のスケジュールを組んで、本当に宍粟市から差別をなくするんだという、意気に燃えてやってほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これは前々からそういう議論をお互いにやっておるわけですが、中のいろんな内容につきましては、常駐とまではいきませんが、職員も何日間



か向こうに行って、先ほど部長からありましたように相談業務もかなり受け付けおりますし、ひとり暮らしだとか、高齢者のところも回ったりしながら、そしてまた、いろんな方が来られておりますが、幅広い範囲で来られております。若い人も来られるときがあれば、高齢者の方も来られると。一定の私は評価ができるのではないかなと思っておりますし、建物がどうこうということと言われるわけですが、今こういう財政状況でもございますし、できるだけ既存の建物を使いながら、そして今やっている場所でありますと、駐車場も幾らかとれますし、そういったことを踏まえてやっておるわけでございますので、もうしばらく見守っていただいたり、御協力をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 市長の言われることは理解できるんです。私が反対に市長の立場やったら同じことを言うとするかもわかりません。しかし、市長、考えてください。例え話したらおかしいんですけども、今、神河中学校跡地で市民のために緑地公園をされてますね、立派な。私、ほんまにありがたい思うんです。しかし、あの神河中学校跡地の整備より以前にこの隣保館は要求を出しておるわけなんです。で、大体1億数千万かけてやられておりますね。ですから、1億も2億もかけてやってくださいって言うのと違うんです。拠点になるものをとりあえず格好をつけてくださいという要求をしておるんですけども、くどくは言いません。市長の大体お考えはわかりましたけども、今回また5月が来ますと、市長も意欲に燃えて選挙に出られると思います。当選された暁にはこの隣保館につきましても、これで終わりじゃいうことではなしに、私は一般市民となりましても、この要求は続けてまいりますので、十分研究なり検討をしていただきたいというふうに思いますので、この点は置きます。

それから、続いて、まちづくり推進部長にお尋ねするんですけども、答弁で大体の部長の考え方もわかりました。私ども創政会の広報紙でも私書いておりますように、山は国有林ですけども、しそ森林王国の宝なんです。そういう言い回しを私書いておるでしょう。ですから、これを宍粟市民だけやなしに、広く県下に周知して、山が好きな方はたくさんおられるんです。そういう人たちをやっぱり観光資源としても利用せな損なんですわ。そういう意味で頑張ってください。これだけお願いしておきます。

それから、続いて、ごみの問題です。

いじめるわけやないんで聞いていただきたいと思うんです。えらいおこがましい

ことを言うてね、質問したわけですけどね、本当に自分でも関心しておるんですわ。13年間ね、地域内の草刈り、缶拾いしたのは私だけや思うんですわ。これただやっておるん違うんですわ。部長も御存じのように、草刈りするためにはノコバ、チップソーやね、これね、道路の路肩とか河川敷刈ったら、1回でもうぼろぼろになるんですわ。私、農協とか森林組合では買わんのんです。アグロとかああいう安い店で買うんですわ。でも1,900何ぼするんですわ。それ1回使うたらペアなんです。それから、草刈り機の燃料は混合油なんですよ、普通のガソリンより高いんです。えらいこまいこと言いますけどね。正直年間10万円以上使いよります、私。13年間計算してみてください。100万円以上使うとんですわ。その人間が条例ができたから何とかしてくださいよと言うとんですわ。真剣に考えてほしいと思うんです。ただね、機会あるごとに啓蒙しておりますやなしに、現場へ出て行って、ほんまに何とかアイデア考えてくださいよ。ただ、こうしてありますじゃなしに、このごみをどうしたらなくすことができるかというね、私らより部長は優秀なんですから、ひとつ考えてください。

それと、一つ提案なんですけどね、監視カメラあるでしょう。この模擬カメラいうんですかね、にせのカメラ、中、何も入ってないんです。それを設置しとるところがあるんです。やっぱり効果あるそうですわ。ごみがないようになる。高いもんじゃない思うんですわ。そういったものを一遍研究してください。安いものだったら、10個も20個も買って、ごみの多いところに設置してくださいよ。そしたら自然にごみがないようになると思うんです。一遍だまされた思うて、やってみてください。どうでか、部長。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 木藤議員さんの13年間の御苦勞大変お疲れさまです。これで終わりじゃなしに、これからもやっていただきたいんですけども、ただ、木藤議員さんのそういった熱意が平成21年9月の条例制定に結びついたということも一つございます。これを足がかりにして今度からやっていきたいというところはあるんですが、先ほど議員さん言われましたアイデア、もちろん我々のほうであれば、提供もさせていただきますけども、やはり行政がそこだけという部分にはなかなかこの宍粟広い範囲でございますので、もしアイデアという点からいいますと、やはり自治会内で地域でそういったアイデアを持ち寄っていただいて、何かできへんかなということを考えていただくほうがベストじゃないかなというふうに考えますし、やはりきれいなどころにはごみ等はなかなか捨てにくいという部分もござい

ますので、これはもう何かイタチごっこみたいなことにはなりませんけども、ごみがあるさかいにもうやめようじゃなしに、続けてやっていただきたいなというふうに思います。

模擬カメラ等、そういったこともございますし、もしも我々のほうでいいアイデアがあれば、また提供させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） それではもう最後にします。草刈りの紹介をしましたけどね、私は議員やめましても体が元気な間は続けていこうというふうに思うてます。

それで、10年ほどはもう誰か自治会の中でも、あんたえらいなあ、ほなわしも手伝おうかという人があるかな思うたんやけど、10年ほどは皆目やったんです。ところがね、ありがたいことに、去年から2人ほどある場所だけですけど、私が刈る前に既に刈ってくれとんですわ。ああやっぱり見る人は見とんやなあ。そういう人が今部長が言われたように、自治会の中で1人でも2人でも増えていけば、自治会の中はきれいになるんですよ。

それでね、私が特にこういうことをやり出したんは、蔦沢地域の玄関口なんです。生谷温泉もあるんです。それから公園もありますわね。そういった関係で外部から、市外からたくさんの方が来られるんですよ。ですからこれは捨てておけんなあと思いましてね、そういう活動をし出したんですけども。やっぱり桜も植えてね、市の現業の職員の方にも非常に協力いただいて、桜も植えていただいて、倒れたら起こして手入れもしていただきました。非常に感謝しております。そういうこともしておりますんで、今提案しました、もし監視カメラの点ね、これは非常にいい思うんです。研究してください。

それと前にも言った覚えがあるんですけどね、私、草刈りよったとこへね、小林議員からお地藏さん一つもろうたんです。それを飾ったらね、今までそこら辺、缶を捨てよったんがね、祭った途端に缶は一つもないようになり、10円、5円がちゃんと供えてあるんです。そういう効果があるんですよ、皆さん笑うておられますけど。それから、私、山崎町の職員の時代に城下へおりるとこのホンジョウのガソリンスタンドあるでしょう。そこの中縦との交差点の信号あるでしょう。あの角っこに山ほど缶が捨てられよったんです。そこへ地藏さん祭ったわけです。途端に缶何もない。効果てきめんですわ。ですから、何も無理してああせえ、こうせえ言いよるん違うんですわ。部長、アイデアなんですよ。一つでも私の言ったことを参考に

取り入れて一遍検討してください。それだけ一つ答弁。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） いろんな貴重な意見をいただいたわけですが、音水の関係につきまして、これは環境という面からと、観光という面からと両面からひとつ考えていきたいというふうに思っています。それと、これは国有林でございますので、一緒に共同してそういったことを考えていきたいというふうに思います。

それから、ごみの関係ですが、確かにおっしゃるとおりで、名水が幾つかあるんですが、お地蔵さんがあったりすると、この名水は本当にお金、ほかと違うんですね。それから、ごみも今おっしゃったように、その周辺だけかもわかりませんが、確かになくなっておるといようなこともございます。そういったことで一度また面積がどれぐらいになるのかといようなことも考えながら、もし何だったら桜だけでなしに、ほかのことも考えながら、景観形成をしていけたらというふうなことも考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 答弁いただきましてありがとうございます。ひとつこのごみの問題につきましては、やはり観光立市ということで、市長も非常に力を入れておられますので、今後とも今おっしゃった方向でひとつお力添えいただきたいということをお願いしまして、終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、3番、木藤幹雄議員の最後の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時55分まで休憩いたします。

午後2時44分休憩

---

午後2時55分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、3月定例会に当たりまして、最初に、いじめ・体罰は学校と社会から根絶しなければならない、この課題についてであります。

昨年夏、大津市のいじめの自殺事件、またその後、大阪府立高校での体罰による自殺事件が報道され、また過去にもそうした事例が数々ありながら、学校の調査不

十分で保護者が泣き寝入りのことも報道をなされております。その中で問題の深刻さが痛感させられています。いじめ被害者と家族の苦痛ははかり知れません。心に異常を来してしまったことも、死ぬまで追い詰められたことも、軽微に見える言葉でも食事がのどを通らなくなるなど、こうした子どもたちの苦悩を解決する取り組みが今一層求められています。

最初に、いじめ・体罰について、この10年間、市内の小・中学校に分けてどのように把握されているのかどうか、お尋ねをいたします。

また、その主な内容と対応等について、どうだったのかについて、最初にお尋ねをいたします。

続きまして、いじめの芽はどの時代、社会にもありますが、ここまで深刻化しているのは教育や社会のあり方の問題です。私どもは五つの解決策を提案し、国民的な検討を呼びかけております。そのことについて、提言の主な骨子について触れさせていただきたいと思っております。

第1は、子どもの命最優先の原則の確立であります。学校には多くの仕事がありますが、子どもの命を守ることほど大切な仕事はないはずですが、このことをはっきりさせて、いじめへの曖昧な対応をやめようということでもあります。

第2点目は、ささいなことに見えても様子見せず、教職員と保護者で情報を共有して対応することです。被害者はプライドもあり、報復も怖く、いじめられていると聞いてもなかなか認めません。大人がひょっとしてと何か感じたときは、相当深刻になっている場合が少なくありません。こうした点でもしっかりと対応する必要があるのではないかなというふうに思います。

第3点目は、子どもの自主的活動の比重を高め、いじめの起きにくい人間関係をつくることをございます。運動会を通じて団結ができ、やめないよと声がかかるようになったなどの話があります。授業時間を増やそうとするあまり、各地で運動会や文化祭など、子どもたちの自主的活動が減っていることは心配であります。こうした点についても配慮すべきではないでしょうか。

第4点目は、被害者の安全確保と加害者への対応です。被害者は命の危機にあると言っても過言ではなく、安心・安全が一番です。いじめを反省し、いじめをやめ、人間的に立ち直るまで徹底した対応が必要です。そのためにはいじめに走った悩みやストレスを聞き寄り、より一層愛情が欠かせません。厳罰主義は子どものうつつした心をさらにゆがめ、いじめを陰湿化させます。

第5点目は、被害者や遺族の方の真相を知る権利の尊重です。遺族の方はなぜ我

が子が死ななければならなかったのか知りたいと切実に思います。ところが多い場合、調査は不十分で納得できておりません。しっかりした調査は再発防止のためにも不可欠です。遺族が真相の解明に参加できるようにすべきです。

以上の基本方向は子どもの命を守るという1点で、多くの人的一致できるものにするような提案でございます。ぜひとも関係者の御意見を伺いたいというふうに思います。

続きまして、体罰についてでございます。

いじめと体罰につきましても、非常に対応等についても関係が深いと思いますので、簡単に質問をしたいというふうに思います。

体罰は教育的効果はない、学校教育法第11条は体罰を禁止し、子どもの権利条約19条1項も体罰から児童生徒を保護することを国家の義務としております。学校教育から体罰・暴力を一掃するため、五つの提案をしたいと思います。どう思われるか率直な御意見を伺いたいというふうに思います。

第1点目は、体罰の実態を調査し、学校での徹底した民主的議論と取り組みを進めることです。管理者だけに終わらせるのではなくて、全職員の参加が求められているのではないのでしょうか。

2点目は、体罰などへの相談と対応を行うセンターの設置についてであります。これについても内部でつくったり、外部でつくったりする必要があるのではないか、そのように思います。

第3点目には、背景にある勝利至上主義や競争主義、やはりこれについても改めなければいけないのではないかというふうに提案させていただきたいと思います。

第4点目は、教育条件整備を進めることが教育行政の大事な役割であることを明確にすることです。やはり昨今聞いてみますと、学校の先生方が忙しくてなかなか子どもに面と向かい合って対応できない、こんなことが言われております。そうした点でも教職員の人数の増、また学校施設の改善等も進めなければなりません。

5点目は、政治権力による教育への介入をやめることでございます。これは大阪の橋下市長による府立高校への部活動の停止や体育科入試の中止の要求などがなされ、一方的な指導がなされております。こうした点についても改めるべきではないか。このように考えるわけです。

続きまして、市コンプライアンス条例では、職員の通達制度を定めております。いじめや体罰に対しては、学校や教育委員会以外にも通達窓口を設置すべきではな

いかという課題でございます。

学校に言ったけども十分取り上げてもらえなかった。こんな実情が報告されているわけであります。ですから、カンファレンスなどスクールカウンセラーなどにつきましては身近なところで対応する必要がありますけども、こうした通報窓口につきましては、学校と離れたところで対応する必要があるのではないかと。そのお考えがないのかどうか、お尋ねをいたします。

続きまして、今の安倍政権下のもとで教育再生実行会議が発足いたしております。それに先立ち自民党の教育再生実行本部が教育改革方針を求めております。その中で、教育委員会を教育長の諮問委員会に格下げし、教育行政は市長と市長任命の教育長が執行する制度にする内容等が含まれております。こうした点についてどう思われるか、お尋ねをいたします。

続きまして、大きな第2点目の課題でございます。

インフラの老朽化対策の整備充実を求める課題でございます。

戦後、日本人がつくり続けてきた道路や橋などのインフラが劣化してきております。これは昨年起きました中央道笹子トンネルでの事例でも大きく報道されました。老朽化で危険性の高まったトンネル、赤字続きの空港、競争力を失った農業関連施設などたくさんあります。少子高齢化を背景に新設一辺倒から安全と質の維持へと課題は移ってきているのではないのでしょうか。そうした点でお尋ねをいたします。

トンネルや橋などの老朽化、寿命の調査はどうなっているのか。また、その結果についてどうなっているのか。県や国の管轄についても町ごとにわかれば報告を求めるものでございます。

また、関連してその整備計画について、どのような計画が立てられているのかどうか、お尋ねをするものであります。

政権が変わりまして、15カ月予算と言われております国の2012年度補正予算の公共事業費は2.4兆円でございます。老朽化対策費はそのうちの約3割、0.5兆円しかない状況でございます。維持と管理、補償費も含めて新設一辺倒から安全と質への維持へと課題は移ってきております。どうお考えなのか、市長にお尋ねをいたします。

また、この件につきましては、国県の補助金も必要でございます。ですから、国への要望も強めるべきではないかというふうに思います。その点でどうお考えなのかどうか、お尋ねをいたします。

最後に、決意の一端を表明させていただきます。

今回、5月に行われます選挙につきましては、立候補しないで市議会を去ることに決めさせていただきました。体調の完全回復が遅れているためでございます。思えば28歳で立候補し、旧一宮町で連続して7期、市に合併して2期、合併による失速はありましたけれども、通産して9期、32年3カ月になります。岡田議長はじめ議場の皆さん、また、一宮町時代から論戦を交わしてきた田路市長さんをはじめ岩崎副市長、小倉教育長さん以下市の幹部職員の皆さんに心からお礼を申し上げます。また、長く支えていただきました地元や親戚、党の支持者、同級生をはじめ多くの皆さん方に対しても本議場を借りましてお礼を申し上げるものでございます。

今後は、日本共産党員として私たちが党大会で決めた綱領路線の実現、何よりも健康第一に生涯現役として、また常に学ぶ、知は力なりをモットーにして頑張っていく決意でございます。今後も御指導をお願いして質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岡田初雄君） 山根 昇議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 山根議員の御質問にお答えする前に、今ありましたように、長い間大変御苦労さまでした。町議会、市議会を通じて一番長く務められたのかなあというようなことも思っておりますが、長い間の御労苦に感謝を申し上げたいと思います。

今、インフラの関係、老朽化対策の整備・充実に求めるという一般質問でございますが、これにつきましては、先般も補正なり、あるいはまた新しい国の制度ができたわけでありまして、そういった中で宍粟市としても橋の橋梁等の老朽化に対する対策等も入れておるわけでございます。詳しいことにつきましては担当部長から、それから、ほかのいじめ等の関係につきましては教育長からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 答弁をさせていただきます。

いじめ・体罰等について、たくさんの御質問をいただきましたので、少し時間がかかるかもしれませんが、お答えを申し上げます。

まず、基本的には、先ほど山根議員がおっしゃられました、いじめあるいは体罰につきましては、新聞報道のとおり、尊い、若者の命が失われたという状況がございます。そういう部分につきましては、非常に重く受けとめ、今後、教育行政の中で重要な課題として取り組んでまいりたい、そういうふうに考えております。



まず、1番のいじめ・体罰についてのこの10年間の宍粟市の小・中の状況でございますけれども、調査が保存年限が3年ということでございますので、本年も含めて4年分の御報告を申し上げたいと思います。

まず、平成21年でございますけれども、小学校0、中学校3で3件でございます。それか平成22年は小学校0、中学校1件で1件でございます。23年は1件と中学校15件で16件でございます。平成24年、本年の1月末現在ですけれども、小学校27件と中学校11件、38件でございます。平成24年度につきましては非常に件数としては急増をいたしております。これにつきましては、いじめにつきましては、大津の事件以来、校長会あるいは各学校に指導をしておるところでございますけれども、教師のいじめに向き合う視点という部分につきましては非常に重く受けとめ厳しくなったという、そういう中での件数の増加ではないかと、そういうふうに考えております。

それから、体罰についてでございますけれども、平成21年以降につきましては、現在のところ報告はございません。ただ、文科省の指示もございまして、現在調査を進めておるところでございます。今年1年間の体罰につきまして、再度保護者あるいは子どもたちそれぞれ封筒で持って帰ってアンケート様式で今現在調査をしておるところでございます。申しわけありませんけれども、3月6日が集約になっておりまして、これにつきましては数字が出次第、また委員会等で御報告を申し上げたいと考えております。

それから、その主な内容でございますけれども、まず、いじめにつきましては、悪口だとか、仲間外れだとか、無視だとか、たたく等の暴力だとか、嫌なことをされるという、そういうことが主なものでございます。対応といたしましては、日々生活を子どもたちがしておるわけですけれども、その生活ノートだとか、日々の学級の様子だとか、あるいはこのいじめにつきましては、昨年12月にいじめ早期発見対応マニュアルを宍粟市として作成いたしました。その部分につきましてはアンケート調査を最低学期ごとにして下さいよという、そういう項目も入っております。そういうアンケート調査、それから教育相談、あるいは保護者、地域等からの情報、等によって早期発見、対応をしておるところでございます。

いずれにしましても、早期発見、それを対応していくことが何にも増して非常に重要なことであると考えております。

なお、このいじめの件数につきましては、現在、それぞれの学校で指導によって全て解消しておるという、そういう報告を受けておるところでございます。

それから、解決策に向けての五つの提案でございますけれども、まず、1番の子どもの命の最優先という、これはまさにそのとおりでございます。まず、命を守るといいますか、早期発見あるいは早期対応につきましても何にも増してこの対応を優先するという、そういうメッセージあるいは子どもを先生や周りの大人、あるいは友達が守るといふ、そういうメッセージを常に出しながら、この命の最優先というところを徹底をしていきたいと考えております。

それから、2点目のささいなことに見えても様子見せずということですが、まさにこれはいわゆる一つははじめに至るまでの予防ということが大事な部分でございますし、はじめがあった場合には早期発見ということが非常に、あるいは早期対応が重要でございます。教師間での子どもの様子あるいは家庭での様子、保護者、教師との連携、学校と家庭との連携、それぞれの中で自分が大切にされておるといふ意識をつくりながら、早期発見、早期対応をしていくということが大変重要なことではないかと思っております。

それから、3点目のいわゆる子どもの自助能力といえますか、子どもたちの中で人間関係を解決していくという部分は非常にこれも大事な部分でございます。子どもたちの中で助け合い、支え合う、あるいはそういう仲間づくりといえますか、人間関係を集団として育てるといえますか、集団の中での安全・安心の信頼関係づくりというのは非常に重要な部分でございます。そういう意味では、特に特別活動といえますか、生徒会の行事あるいは大きな学校行事、体験活動を通して実際の行事の中で助け合い、支え合うという、そういうことの心地よさといえますか、そういう実践力を育てるといふことも御指摘のとおりではないかなというふうに思っております。

それから、4点目の被害者の安全確保と立ち直るまでの対応ということでございますけれども、当然、はじめがあった場合に被害者については必ず守っていくんだという、そういう一義的に安全・安心な状況をまず保障するという。それとあわせて当然心のケア等が必要でありますので、そういうことを最優先にして取り組んでいくということも御指摘のとおりかと思います。

それから、5点目のいわゆる知る権利という部分でございますけれども、当然、加害者あるいは被害者、あるいはどちらともわからないというような状況も、いろんな複雑なケースがあるわけですが、事実をきちんと伝えながら、学校としてどのような指導を考えていくか、あるいは状況によっては客観的な判断ができる第三者に入っただきながら指導をしていくという、そういう部分につきま

しても保護者・本人とも理解をした上で、継続的に進めていくということもあわせて重要なことではないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、昨年12月に早期発見対応マニュアルというのも作成させていただきました。これにつきましては学識経験者や現場の先生あるいは法律関係の方々を交えて作成したものであります。このマニュアルを有効に活用し、いじめのない学校づくりができるように、今後とも取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、(4)の体罰の問題でございますけれども、これにつきましても、いわゆる部活動での体罰というようなことが非常に大きな問題になっております。これにつきましても、若い尊い命が失われたという、非常に悲しい事件がきっかけでございますけれども、これにつきましても実態調査といたしますか、実態をきちっとつかみながら指導していくという部分が非常に大事なことではないかと思っております。この実態調査につきましては、ある意味では、実態を把握するという部分とあわせてそういうことについてはしてはならないといたしますか、そういう抑止効果も含めて非常に重要な部分ではないかと思っております。

それとあわせて、やはり体罰については、教育の現場で、ともすれば価値観が非常にある意味では許されるのではないかという、言葉が適切かどうかわかりませんが、指導という、そういう名のもとに行われておるとい部分も、我々としてはもう一度振り返って指導のあり方という部分を検討していかなければならない、十分考えていかなければならないという、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、体罰の問題等の相談対応センターという部分ですけれども、基本的にはいろんなケースがあるわけですがけれども、先ほど申し上げましたようにいじめと同様、集団あるいは学校、学級の中での信頼関係が大事であるわけですがけれども、あわせて、もし自分でどうしても困った場合にどこへどのように相談していくのかという、そういう方法をきちんと子どもたちに伝えるといたしますか、そういう指導も非常に重要な部分ではないかと思っております。いろんなそういう相談センターがあります。「24時間いじめ相談ダイヤル」だとか、「子どもの人権110番」だとか、「ひょうごっ子いじめ相談24時間ホットライン」とか、いろんな形があります。市としましては、青少年育成センターに相談窓口を設けておりますけれども、そういう中で子どもたちがそういう情報も伝えながら、困ったときにはこういう方法もあるんだというようなことも含めて、指導が重要ではないかと、そういうふうに考

えております。

それから、3点目のいわゆる部活動等での勝利至上主義とか競争主義という部分があるわけですがけれども、何か優勝といいますか、勝利を生み出して頑張るということについては、私は間違いのないことであると思いますけれども、それに至る過程の中で体罰は許されないという、そういう認識をしっかりと指導者あるいは先輩、後輩の部分はあるかもしれませんが、しっかり持ちながら子どもの自尊感情を大切に、内面をしっかりと揺り動かしながら、信頼関係の中で指導していくという、そういう方法をこれから教育現場ではしっかり考えていかなければならない、そういうふうに思っておるところでございます。

それから、4点目の教育条件の整備でございますけれども、これにつきましては、いわゆる相談体制の問題であるとか、心の教育の問題であるとか、いろんな形があります。それから、指導者である先生の研修といいますか、体罰についての絶対だめなんだという、そういう価値観といいますか、認識の共有といいますか、そういう研修も含めて重要であると、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、5点目の政治権力による教育の介入という部分につきましては、当然教育の政治的中立というのは教育基本法にも保障されておるところでございますので、まさに大事なところであると考えております。

それから、5点目の市のコンプライアンス条例でいわゆる通達制度といいますか、そういう部分でございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、基本的には毎日毎日子どもたちが生活をするわけでございますので、その中で自助作用が非常に大事な部分であります。特に教育という現場においては、やはり教師と生徒、生徒と生徒、あるいは教師と保護者、それぞれの信頼関係というのが非常に教育を行う上での最低限の条件であるわけです。この信頼関係がなければ体罰とかいじめとかいう以前に教育自身が成り立たないという状況があるわけでございますので、まずそれをきちっと構築していくということが非常に大事だと思います。

ただ、現実にはいわゆる自分が悩んでなかなか打ち明けられないという、そういう状況も当然あるわけでございますので、先ほど申し上げましたように、もしそういう悩みといいますか、そういうことになったときにどうしたらいいかということをしつかりその方法を教えるといいますか、伝えるといいますか、そういうことも含めてそれぞれの機関あるいは窓口があるわけですので、そういう中で現在対応していきたいと、そういうふうに考えおるところでございます。

それから、6点目の最終的には教育委員会制度の問題ではないかと思っております。

すけれども、私は現在、教育委員であり教育長という職をいただいておりますので、そういう立場から、このような場でこの教育委員会制度についてコメントするということについては適切でないと、そういうふうを考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、インフラの老朽化対策の関係で国県事業も含めた、特に橋梁、トンネル等の調査・点検、計画の進捗の度合いについてのお尋ねでございますので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、市においてでございますが、公共インフラの老朽化に伴いまして、一時的に維持管理費等が増大することが予想される中で、平成22年度より橋梁の長寿命化計画の策定を行い、順次進めてきたところでございます。

まず、橋梁についてでございますが、市が管理する橋梁580橋について、そのうち橋長15メートル以上の部分が平成24年度までに調査・点検・計画がほとんど完了いたします。今回の補正等によりまして一部詳細設計なり、急を要する橋梁につきましても本工事についても事業計画をさせていただいております。残りの15メートル未満につきましても平成25年度から入りまして、平成26年度末には全て橋梁についての調査・点検・計画まで終了するという段階に来ております。

そのほか道路施設や舗装等につきましても逐次実施することとしておりますが、特に昨年から懸案であります通学路対策等々につきましても、できる限り前倒して行っていきたいというふうな考え方を持っております。

先ほど御質問の中で国なり県の事業についてもわかる範囲でということでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、県の考え方でございます。龍野土木事務所管内の橋梁395橋、トンネル6カ所が管内にはございます。いずれも昭和40年代から50年代に建設されたそれぞれの施設でございますが、議員御案内のとおり全ての施設について老朽化対策が必要という状況の中で、平成24年度までにそれぞれ修繕やとか計画に対する計画の立案がされております。具体的には、平成25年度から平成30年までの向こう6カ年について実施の計画が示されております。宍粟事業所管内では、20カ所の箇所が平成30年までに実施の箇所ということで上がっております。具体的な箇所につきましては、後日の予算委員会の中で資料等も用意をさせていただいておりますので、御紹介をさせていただきますが、主なものを申し上げますが、まず、県におきましては、

国道429号線の室橋、養父波賀線の出合橋、森添三方線の高見橋、それから宍粟新宮線の滝川橋、滝川橋につきましては架け替えの予定でございます。

次に、県のトンネルでございますが、龍野土木管内に6カ所ございます。うち宍粟市事業所には鳥ヶ岬トンネルほか4カ所ございます。平成24年度までに県下1本での長寿命化計画が策定で、来年度以降それぞれ健全度の低い箇所から具体的に実施に入るということになっているようでございます。

引き続きまして、国の事業でございますが、国道29号線の宍粟市内には橋梁が79橋、トンネルが3カ所ございます。国土交通省におきまして、平成17年から平成23年にかけて一斉点検され、長寿命化計画を近畿地方整備局全体で策定をされております。そのうち本年度からでございますが、緊急性の高い箇所から既に修繕工事等も入られておりますし、また来年度以降も具体的な箇所等も明示をされておるところでございます。

最後に、安全と質の維持へということで公共事業のあり方についてのお尋ねでございます。

道路標識、照明等の道路ストックの総点検及び道路法面・盛土の調査等、やはり舗装修繕や通学路対策等、計画的にインフラ整備を進めて、従来の新しいものをつくる観点から施設を守る観点へというシフト転換ということは、今回提案させていただきます市のほうの基本的な予算編成の中にも盛り込ませておきまして、今回の補正予算なり新年度予算の中でもそういった方向で予算編成をしております。

今後におきましても、市の方針もあります。極力予防修繕の形で国県の事業化についても強力に要望して、施設の長寿命化を図っていきたいというふうな考え方でございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。

相談窓口の関係でございますけれども、先ほど教育長の答弁ですと、四つぐらい相談する窓口があるのではないかなというふうに思うんですけれども、やはり子どもや保護者が適切に悩みを解決できるところと、それからいじめとか体罰があった場合、通報できる窓口をつくるべきではないかなというふうに考えるわけでありませう。

また、教育長の答弁ですと、やっぱり何よりも信頼関係を築くことが大切だと、こう言われておりますけれども、実際信頼関係が崩れて、全国的にいろんな事例が発

生しているわけですから、宍粟市でももう少しわかりやすい形で、子どもや保護者がいじめに対して体罰に対して通報でき、調査できる機関を学校や教育委員会以外につくるべきではないか。この点について再度答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） この相談窓口につきましては、現在のところでございますけれども、午前中でしたか、午後の1番でしたか、お答えをした部分と重なるわけですけれども、いわゆる青少年健全育成センターというのがございまして、その中にいわゆる先生のOBとそれから警察関係の方が常駐された組織でございます。この部分につきましては、特に今年いじめ、あるいは体罰につきまして非常に大きな社会問題となっております。そういう部分を少し機能を強化しながら、そこを一つの現在は窓口として、いろんな形の相談が、あるいは実際に学校現場に出ていっているような相談だとか、あるいは助言ができるような、そういう体制の強化を図りたいと考えております。現在のところですが、どこかに窓口を市の中でもってということについては、今のところ考えてないわけでございますけれども、それにつきましては専門的ないろいろ相談ダイヤル等につきましては、子どもたちあるいは保護者に十分周知する中で、そういうもし困った子どもあるいは悩みのある保護者等がありましたら、そういう通報といいますか、相談ができる、そういう体制は十分今後とも整えていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） その点に関してやっぱりもう少し保護者や子どもさんたちが窓口のわかるPRをする必要があるんじゃないかなというふうに思いますのと、それからもう1点は、そうしたいじめや体罰の相談があった場合、やはり結果については回答を返すような体制が必要ではないかなというふうに思うんですけども、その点について再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御指摘のとおり、これが大きな社会問題になる中で、我々は改めて窓口等を周知しておるわけでございますけれども、また、新たな年度が始まるわけでございますので、再度窓口といいますか、そういうことに対しての周知を図りたいと思っておりますし、あわせて相談したこと、あるいはそういう部分がしっかり返せるような、そういう体制もあわせて学校と教育委員会が連携しながら作り上げていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、市長に再度お尋ねをしたいと思います。

まず、第1点目は、教育長の立場上答えられないと言われましたけども、教育委員会制度のあり方についてでございます。戦後、教育行政を一般行政から独立をさせております。その点で今、国の諮問機関のほうで、これは私的な諮問機関だと思うんですけども、検討されている教育委員会を教育長の諮問機関に格下げしたり、教育行政は市長と市長任命の教育長が執行する制度に改めるといふようなことが言われております。これについてどのようにお考えなのかどうか、お尋ねをします。

もう1点は、インフラの対策についてでございます。

長寿命化の関係につきまして、老朽化の調査等については、現在よく対応されているなというふうに思いますけれども、実際、維持管理、それから補修費も含めてやはり改善修理が必要ではないかなというふうに思います。その点で市長の今後のお考え等についてお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この教育委員会のあり方の問題ですが、これはもう随分前からいろいろ議論がされてきているところでございます。これにつきまして、昨年だったか、アンケート等がございまして、私は一部改正をする必要があるんじゃないかなというように書いたように記憶しておりますが、今この教育委員会の中での責任の所在というのが非常にわかりにくい面がございます。それと、もう一つは、それぞれ教育委員さんとして独自のいろんな意見等も言えるわけではありますけれども、ともすれば非常勤として、そしてまたいろんな権限が教育長に任されているというようなことを考えましたときに、一人一人の教育委員の責任というようなことも非常に曖昧であります。そういったことで、一部の改正というのは私は必要ではないかなというふうに思っております。

それから、もう一つのインフラの老朽化対策でございますが、今部長のほうからありましたように、調査等をやっておるわけですが、あわせて宍粟市の場合も今試算が出ておりますが、ざっと60億ぐらいのお金がかかるというように、1年間当たりということでございますが、これ今後40年間で必要な経費を1年当たりということとで換算しますと、こういうようなことになります。そういったことで、こうしたことも十分配慮しながら、今後においてそうした整備をしていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、15番、山根 昇議員の一般質問を終わります。



続いて、17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 17番、大上でございます。昨日から2日にわたりまして代表質問、また一般質問が行われまして、いよいよ最後となりました。通告に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問の内容なんですけども、今回は合併を検証し、未来に輝く宍粟市の創造をどのようにというような趣旨で質問をさせていただきたいと思ひます。

12月定例議会の一般質問でも申し上げたんですけども、平成12年に地方分権一括法が施行されまして、国と地方の役割分担や権限の委譲が定められたことを受け、生活圏の拡大や人口減少に少子高齢化が進み、地方交付税の減額、バブル崩壊後の経済の低迷による税収の伸び悩みが見込まれまして、厳しい財政運営が予測されることなどから、これに対応でき得る行政運営を確保するには、合併は避けて通れないという共通認識のもとに、8年前に宍粟郡4町が合併し、宍粟市が誕生し、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を新市のまちづくりの将来像と掲げ、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、平成18年度から平成27年度までの10カ年のまちづくりを示した総合計画を策定して行政が推進されているところでございます。

この合併に至るまでには、宍粟群5町での合併や一宮町、波賀町、千種町の北部3町の合併などが検討され、合併によりますメリットやデメリットが議論される中で、デメリットとして行政規模の拡大による行政と住民の距離の問題、いわゆる行政が遠くなるということ、また旧町の地域の特性からなる合併前の社会資本整備状況と合併後の投資計画の違いによる財政不安などが指摘される中で、法定合併協議会などを設置して、問題点は合併協定項目として整理し、合併後対応することとされ、現在の4町の枠組みでの合併が実現したところでございます。

旧町ごとにばらつきのある事項は合併と同時に統廃合したり、遅くとも概ね合併後5年以内に調整することとされていると思ひますが、合併後8年が経過した今日、合併を静かに振り返り、今なお整理されていない合併協定項目はあるのかどうか、まず1点お尋ねしたいと思ひます。

また、市長は、合併当時、一宮町の町長として中山間地という地域特性が共通している北部3町の枠組みによる合併が望ましいと推奨され、検討されたことがあると思ひますが、現在の4町による宍粟市の行政運営を4年間担当されまして、旧町の地域特性からなる合併前の社会資本整備状況の違いや合併後の投資計画の違いに

よる財政運営不安などがあつたかどうか。さらに、この4町の枠組みによる合併を現在はどうのように評価・検証されているか、お尋ねしたいと思います。

私は、この4町合併を高く評価しております。年々少子高齢化や農林業の衰退が進む中、合併していなければどうなっていたか、合併していなければ人口の減少とともに、財政力も弱くなり、旧北部3町などはさらに深刻な状況になっていたのではないかと考えております。

そんな中、今なお合併しなければよかったなどの声を聞くことがあり、残念に思っているところでございます。これは単に行政だけでなく、我々議会にも責任があるかと思いますが、一日も早く、宍粟市は一つと胸張って言えるまちづくりの展開が必要であると考えております。

そのためには、やはり宍粟市の基幹産業である、先日同僚議員より農林業は基幹産業でないと言うたらおかしいですけど、第3次産業が基幹産業的な質問がありましたが、私もそうかなと考えております。ですから、基幹産業と今は言えないんかもわかりませんが、農林業の再生に係る施策を強力に展開し、雇用の創出を図り、人口増により、まちの活性化を図ることが一番であると信じております。12月定例議会の一般質問で市長に夢のまち実現は可能か、夢のまち実現のため、景気と雇用、人口増を農林業施策で図るべきで、これらの施策に「選択と集中」の考えで予算の上乗せをと訴えまして、市長より人それぞれ受けとめ方の相違があるが夢のまち実現可能と考えている。さらに、新年度予算に「選択と集中」の考え方で反映さすと答弁いただきました。どのような施策に「集中と選択」の考えで反映されているのか、お尋ねしたいと思います。

市長は次期市長選に立候補を表明されておりますが、合併時の課題、合併後の課題などを検証しながら、今後どのような施策に重点を置き、未来に輝く宍粟市の実現に向け、取り組まれるお考えか、構想というんでしょうか、ビジョンというんでしょうか、政治信条というんでしょうか、そういったことをお聞かせいただきたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 大上正司議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、大上議員の質問にお答えをいたします。

初めに、当初の合併の話が出ましたので、若干触れたいと思いますが、私の考えとしましては、合併は5町という考えが当初からございましたし、その前に中山間

地域としての整理をしていくということも必要ではないか、そのことのために3町ということも途中で出した経緯がございます。そして、そんなことをしたわけですが、検討もされないまま没にされたわけであります。そうした中で、安富が離脱した。こういう経過があるわけがございますが、今もいろんなスポーツ大会だとか、いろんなことで大会等に参加をしますが、今でも宍粟のいろんな大会には安富も参加をされている柔道とか剣道とかあります。そういうことを考えますと、どうだったかなという気がしないでもないわけでありますが、現在はこうして4町が合併したということでありますので、これが将来的によかったなあという方向に持っていかなければならないと、私はそういうふうに考えて取り組んでいるところであります。

4町それぞれ歴史も規模も異なるわけでありますから、当然多くの調整をしなければならない項目がございますが、合併協議のその時点では1,579項目、大きなものから小さなものまで含めますとあったわけでありまして、合併までに1,463項目を調整をして、合併後の調整項目は116項目となっております。その後、就任しましてから水道料金あるいは自治会交付金、消防団の装備等のあり方及び国民健康保険税など重要な項目を市民の方々や関係者の理解を得る中で調整をしてきているところであります。

現時点で未調整項目は縁故使用地の取り扱い、それから児童生徒等の遠距離通学の支援制度など6項目がまだ残っているところであります。これらの項目につきましては、引き続き調整の準備をしていますが、その一つとして遠距離通学の調整につきましては、学校の規模適正化や幼保一元化等の中で整理できるようにしていこうということにいたしているところであります。

次に、合併による財政運営の不安や合併の評価・検証につきましては、合併後8年を過ぎて大分市民感覚が落ちついてきているというふうに感じておりますが、地域が寂しくなった、合併しても何もよいことがないといったような意見は時々耳にすることがありますが、少なくなってきたのではないかというふうに思っています。結果としては、同種施設の相互活用や有効活用、あるいは職員の専門性の発揮、あるいは管理部門の集約化等の面では合併によるメリットも当然あり、高度成長期から少子高齢化社会や人口減を視野に入れた日本の厳しい将来を見据えた中には、合併には必然性があったというふうに考えているところであります。

また、財政運営上の不安につきましては、交付税の合併算定替えの時期等国の借入金に頼る状況から将来の不安は当然あるわけでありますが、現時点の制度の中で

は過疎債あるいは辺地債、合併特例債等の有利な財源を有効に使って、社会資本の整備ができるなど、財政状況にも注視しながら、運営をしているところがございます。健全化に向かって数値等を見ていただきますと、少しずつではありますが、進んでいるというふうに考えております。

次に、新年度予算において「選択と集中」を反映させた施策としては、地域の特性を生かした千町岩塊流やちくさ湿原の整備による観光産業の育成、6次産業化に向けた農産物の加工など、旧千種東小学校跡地を活用し、中山間地域や過疎地域における雇用や賑わいの創出を目指した地域再生のための拠点づくり、ペレットボイラーの導入による木材を活用したペレット産業の育成、NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」をモチーフに、篠の丸城址調査をはじめとする歴史遺産と町並み散策による観光客の誘致、あるいは倒木による人家等への被害予防と野生動物による農業被害予防のための防災景観推進事業と宍粟市の特性を生かした新たな雇用と地域活性化、また安全・安心のまちづくりの実現に向けた取り組みに努めることといたしております。

また、未来に輝く宍粟市の実現に向けてどのような姿勢で取り組むかにつきましては、4年前に掲げた市民に開かれた行政の基本理念のもとで制定した自治基本条例にはかり、市民とともに歩み、人を大切にする行政の実現に向けて人口減少、高齢化、財政問題など厳しい現実を直視する中で、豊かな自然資源と先人が築いてこられた歴史資源を見つめ直し、温故知新、温故創新の精神で次の時代に繋がる持続可能な安心・安全で元気なまちづくりに責任を持って取り組みというふうに考えています。

具体的な施策につきましては、1点目は、環境や自然資源の活用として、50名山でありますとか、名水あるいは銘木等の自然資源を活用した観光立市へ向けての活動、木質バイオマス等森林資源を活用した産業の育成。

2点目は、産業と経済活性化として、森林の団地化と宍粟材の安定供給への取り組みによる若者の就業の場の確保や地場産業の育成、若い世代の市民政策研究チーム、こういったものをつくって、仮称ですが「創新塾」といったような名前をつけまして、そうした活動もしてまいりたいというふうに考えております。

3点目は、地域力の向上として、まちづくり協議会あるいは地域の活動・組織による地域づくりを進めていきたいと考えております。

4点目は、課題への挑戦として、既に都市計画決定から40年が経過した山崎町中心部の区画整理事業の見直しや、あるいは一般質問でも出てまいりました空き家、

耕作放棄地解消に向けた対策を進めてまいります。

5点目は、市民サービスの向上として、上下水道料金あるいは保育料金、これらにつきましては負担の公平化、あるいはまた幼保一元化、そういったことも進めていただいておりますので、今度は低価格への改定の挑戦、こういったことも始めたいと。そしてまた、図書館等につきましては宅配サービスなども手がけていきたいというふうに考えております。

それから、6点目は教育環境の充実による人づくりとして、学校規模適正化、幼保一元化、文化と歴史遺産の活用による郷土学習の推進など、こういったこれらの具体の施策を積極的に推進する考えであります。

なお、これらの施策を推進する中においても、将来を見据え、持続可能な財政構造を確立していくことが重要であるため、当面の目標としては実質公債比率を平成25年度末では17%以下にいたしたいと計画をしております。また、将来負担比率を平成26年度末には150%以下にしていきたいと思います。それから、財政調整基金を平成25年度末には30億円確保ということで、このような点を意識しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） ありがとうございます。ただいま市長のほうから大変詳細にわたりまして答弁いただきましたので、ある程度理解させていただきましたが、全部が全部、ちょっと聞き漏らしたものがあつたりして、わからない部分もあるんですが、最初に質問いたしました合併協定項目につきましては、1,579項目ほどある中で、あと残っておるのは6項目ほどだというふうな答弁をいただきました。大変難しい課題がたくさんあったんじゃないかなと思います。先ほどちょっと市長が触れられましたけども、公共料金の統一など大変な項目につきましても、積極的に取り組んでいただきまして、あと残るところ6項目というふうなことで、その努力に対しまして敬意を払いたいなと思ったりしております。

2番目に、現在の4町の枠組みによります合併の評価について聞いておりましたんですけども、そのことにつきましても3町合併、4町はあかんのじゃという意味ではないんやというふうなことで答弁いただきまして、まとめて言いまして、4町合併は概ねよかったという市長の答弁ではなかったかなと思っております。

今後この合併の効果をさらに生み出すために、引き続き行政運営を担いたいと意欲を市長は示されておりますので、そういった気持ちはこの4町が合併してよかったという気持ちのあらわれじゃないかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひし

たいと思います。

それから、今後のまちづくりについてもたくさん聞かせていただいたんですが、要は施政方針などにも掲げてありますように観光行政などを核として、まちづくりを進めていくと、地域資源などを活かしてまちづくりを進めていきたいというふうに言われておるんじゃないかなと理解させていただきました。もし違っておれば教えていただきたいと思います。

そして、人それぞれ、そういった中で感じ方は違うかもしれませんが、私は8年前に宍粟市の議員として議席を汚し、30回に及ぶ一般質問や代表質問を通じて市長に対しまして宍粟市の行政運営で一番優先し、対応しなければならないのは基幹産業であった農業と林業の再生により雇用を創出して人口増に繋げるべきじゃないですか。そして、限界集落などというところまでできておるようでございますが、そういったことをなくして、まちの活性化を図るべきではないですかと、一貫して訴えてまいりました。私が一般質問をさせていただくのも今日が最後となるのかなと思ったりしておるんですが、再度申し上げますが、市長、宍粟市の農業と林業を再生させるために、重点を置き、農業と林業の再生により雇用を生み、定住人口増に繋げ、農地や山林の荒廃を防ぎ、限界集落などもなくしてまちの活性化を図っていただきたいと、再度このことを強く訴えたいと思うんですが、このことにつきまして農林業施策に重点を置くということにつきまして、市長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） まず、大上議員がおっしゃっているように、林業というのは、特に宍粟市の面積を90%近く占めており、その中で70%が人工林ということでございますので、これの活性化いかんによっては大きく変わってくるわけでありまして。

今、林業の活性化ということは、山元に幾らかでもお金が入らないと、なかなか進まないというのが現状でございます。そういったことで、宍粟市としては今6カ所ぐらいの協定を結びまして、官官の協定だとか、官民協定だとか、そこにある一定の面積を集約しまして基幹の林道を入れていこうと。そのことによってコストを少なくして搬出ができると。そしてまた工場でもコストダウンをしながら山元にお金を返していこうと。現在、普通の山でも大体30万円から40万円ぐらいは返るようでありまして、東河内の林道網が整備された山になりますと70万円ぐらいは山元に返ります。ただ、皆伐をしてしまいますと、なかなか再造林しようと思えば、やっぱり80万円ぐらいはヘクタール当たりかかるわけでございますので、今の段階では

間伐をして、木材を供給し、そしてまた大径木にしていこうということで、今取り組んでいるところでもございます。そのことによって、宍粟市全体が木がたくさん抜えるというふうになればというふうに思っておりますが、今も木材供給センターができて、市場の取扱量が少なくなったんじゃないかという心配をされている方がありますが、木材供給センターには10万立米ちょっとまだ切れるかもわかりませんが、10万立米近くになっております。それから木材市場のほうも6万立米少しぐらいが今7万幾らかに増えております。宍粟市全体としましてはかなりの量が増えておるわけですが、こういったことをまだまだ足りないということで、西播磨の中で木材供給に関する協議会をつくりながら、もっと稼働してもらおうというようなことに取り組んでいるところであります。

それから、農業につきましてもいろんな形で今後取り組みを始めていかなければ、なかなか難しい、これも農地の集約ということもいろいろ進めてきておるわけですし、そしてまた農家に専念をするという認定農業者等もあるわけですが、国の制度が「人と農地」というような制度が今できておまして、それらを推進しておるんですが、これに地域の合意も要るわけですが、これがうまくできますと、営農組織であれ、個人であれ、認定農業者と同じような支援も受けられるということで、こういったことをとりあえずは進めていこうということにしております。

なかなかこれが進まないようであれば、二段階としては宍粟市独自の認定みたいな、ちょっと規模が落ちるし、補助も当然落ちてくるわけですが、そういったことも考えていく必要があるのかなと、いろんなことを今模索をしているところであります。今までやってきたことも含めて新しいことも取り入れていくべきかなあというふうに思っております。

それとあわせて、林業と観光、農業と観光ということで体験というようなことも含めた、そうした施策も今、観光基本計画の中でもそういった分野にも踏み入っていただいておりますので、そういったことも踏まえながら、やってまいりたいというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） ありがとうございます。今、市長から力強い農林業に対しての取り組みについて聞かせていただきました。要は、林業は山元にお金が返るように、儲かる林業を目指して頑張ると。それから、農業につきましても農地の集約やとか、あるいはまた営農組織の強化とか、そういったことをしながら、今までのことも踏まえ、新しいことを考え、市独自の策も考えながら、取り組んでいくと

いうふうな答弁ではなかったかなと思います。そういったことで、ひとつ何とか農林業の再生を図って、宍粟市の活性化を図っていただきたいなと思います。

それをお願いしておきまして、最後に、どうしようかなと思っておったんですけども、先ほどから木藤議員あるいはまた山根議員のほうから、今限りでというような挨拶がございましたので、私も挨拶しなけりゃいけないかなと思ったりしんですけども、私も今限りで議員の職を辞させていただこうかなと思ったりしております。合併と同時に議席を汚すことをいたしまして、2期8年議員として務めてさせていただきました。振り返りますと、一宮の職員として42年、それからすぐ県土木のほうに嘱託として4年、さらにそれを途中で終えて合併がありましたので、宍粟市の議員として8年、合計しますと54年になるんかなと思ったりするんですけども、地方自治に携わらせていただきまして大変感謝しているところでございます。その間、市長はじめ市の幹部職員の皆さん、そしてまた議員の皆さんにいろいろとお世話になりまして、今日まで務めさせていただくことができましたことを深く感謝申し上げ、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岡田初雄君） 以上で、17番、大上正司議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告にありました一般質問は終わりました。

本日の日程は終了いたしました。

ちなみに、木藤議員、山根議員、大上議員からいろいろ御挨拶ありましたが、御案内のように3月25日まで3月議会がございまして、我々の任期は5月14日まででございまして、なお一層の御精励をいただきますように、心からお願いを申し上げます。

本日はこれで散会といたします。

御苦労さまでございました。

次回は、3月8日午前9時30分から開会いたします。

ありがとうございました。

（午後 4時11分 散会）